

令和7年度文部科学省受託事業

職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進

専門学校における職業教育のマネジメント強化及び第三者評価実施の推進を図るための研修等の実施

専門学校の第三者評価マニュアル

令和8年3月

特定非営利活動法人 職業教育評価機構

はじめに

○専門学校の第三者評価マニュアル（以下「本書」という。）は、令和7年度文部科学省受託事業「職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進・専門学校における職業教育のマネジメント強化及び第三者評価実施の推進を図るための研修等の実施」において、当該事業の事業成果として公表するものです。

○令和6年6月14日付で学校教育法の一部を改正する法律（令和8年4月1日施行）が公布され、専門課程を置く専修学校の学校評価に関して、「自己点検評価の義務化に加えて当該専修学校の職員以外の者で専修学校に関し広くかつ高い識見を有するものによる評価（以下「第三者評価」という。）を受け、その結果を公表するように努める」と規定されました。

○文部科学省は、専修学校における学校評価を適切に推進するため、「専修学校における学校評価ガイドライン」を改正し、令和7年6月11日付で公表しました。

改正ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）によると、専門学校の第三者評価は、必ずしも大学等における認証評価機関の受審と同じ手法をとるものではありません。しかしながら、社会からの信頼を得る一定の水準の明確化は必要で、ガイドラインは、第三者評価の実施について、透明性の観点から評価者及び評価組織（以下「第三者評価実施者（組織）」という。）について要件を示しています。

○また、ガイドラインは、第三者評価の実施において、直接の評価作業のみでなく、学校と評価実施者が分担して行う付随する業務が発生することを明らかにし、評価の企画・実施に関して、学校から独立して、かつ、第三者評価に関する専門的な知見や実施経験を有する組織・団体等に依頼することが望ましいとしています。専門学校を対象とする評価機関の数は、現状では十分でなく、今後、評価機関の拡充が課題となっています。

○一方、令和8年度から、文部科学大臣認定課程の一部で第三者評価の受審が要件とされ、対象となる約500校に5年以内の受審を求めています。第三者評価は、本来、教育活動等の改善につながる取組として、専門学校自らが実感し、かつ、実践的職業教育を社会に向けて発信することの支援に繋がることが期待される制度で、今回の要件化が、専門学校教育の質の向上に向けた第三者評価を促進させる契機となることが期待されています。

○このことを踏まえ、各専門学校の教職員が第三者評価に具体的に取組むために必要な事項について、ガイドラインに沿ったマニュアルとして本書を作成しました。本書は、学校評価の基礎知識、専門学校の第三者評価、評価機関が行う第三者評価、評価機関以外が行う第三者評価の4つの章で構成しています。また、本書には、各学校における第三者評価の円滑な実施に向け、必要な様式・書式・規程（規定）の作成例を提供しています。

○各専門学校におかれましては、上記のような作成の趣旨をご理解いただき、本書を活用いただければ幸いです。

令和8年3月
令和7年度文部科学省受託事業・事業実施委員会
特定非営利活動法人 職業教育評価機構

目次

第1章 学校評価の基礎知識

- 1 学校教育法の改正と専修学校の学校評価制度 1
- 2 学校評価に関する根拠規定 2
- 3 学校評価ガイドラインの主な改正内容 3
 - (1) 教育の質保証・向上における学校評価の位置づけの明確化
 - (2) 改正学校教育法の規定に基づく専門課程と高等課程、一般課程の類型化
 - (3) 改正学校教育法の規定に基づく外部評価を第三者評価とし、定義等を明確化

第2章 専門学校の第三者評価

- 1 第三者評価システムの基本構造 5
 - (1) 法令等及び認定要件等の基準適合性の評価
 - (2) 学修成果目標等設定と達成度の評価
 - (3) 職業教育のマネジメント体制の機能・有効性の評価
- 2 改正ガイドラインにおける第三者評価 7
 - (1) 第三者評価の目的・機能
 - (2) ガイドラインの第三者評価の評価基準・項目例と解説
 - (3) 評価結果の評定
 - (4) 設置者（学校法人等）との協議・連携
 - (5) 評価結果の公表と所轄庁との連携
 - (6) 第三者評価を行う評価実施者の種類

第3章 評価機関が行う第三者評価

- 1 これまでの取組 18
 - (1) 評価制度のスタート、ガイドラインの策定・公表
 - (2) 評価機関の設立、第三者評価事業の展開
 - (3) 文部科学省委託事業と実践的職業教育における第三者評価機関連絡協議会の運営
 - 2 評価機関が行う第三者評価進め方 19
 - (1) 評価機関を決める
 - (2) 第三者評価受審の準備
 - (3) 自己点検評価報告書及び参照資料集の作成
 - (4) 書面調査
 - (5) 訪問調査・ヒアリング、インタビューの実施
 - (6) 第三者評価報告書案の作成
 - (7) 第三者評価委員会の審議と受審校への通知
 - (8) 意見申立ての機会
 - (9) 第三者評価結果の決定、公表、フォローアップ
- 【評価機関の受審】第三者評価の標準的スケジュールの例示 22
- 参照資料の例示 23

第4章 評価機関以外が行う第三者評価

- 1 当該専門学校が行う業務 24
 - (1) 第三者評価実施に関する規程（規則）の制定

(2) 第三者評価に関する学内組織（職業教育のマネジメント体制）の位置づけ	
(3) 第三者評価実施者の選任	
(4) 第三者評価実施者（組織）との業務内容、費用負担	
2 第三者評価実施者（組織）が行う業務	26
(1) ガイドラインが示す第三者評価の実施方法	
(2) 第三者評価実施者（組織）の構築	
(3) 第三者評価に関する基本事項の決定	
(4) 当該専門学校への説明会開催	
(5) 書面調査、訪問調査等の実施	
(6) 第三者評価報告書の作成・審議・学校への通知	
(7) 学校からの意見申立てと対応	
(8) 第三者評価実施者（組織）が担う業務コストと評価結果に対するフォローアップ	

【評価機関以外が実施する第三者評価】 第三者評価の標準的スケジュールの例示・・・32

【資料編】

1 学校評価学則規定例【専門課程】	37
2 学校評価規程例【専門課程】	38
3 学校関係者評価【守秘義務規程例】	40
4 第三者評価基準（特定非営利活動法人職業教育評価機構の例）	41
5 専門学校第三者評価実施要綱（特定非営利活動法人職業教育評価機構の例）	53
6 第三者評価組織 利益相反確認書兼同意書例	63
7 自己点検・評価報告書（特定非営利活動法人職業教育評価機構指定様式の例）	65
8 ヒアリングシート（特定非営利活動法人職業教育評価機構指定様式の例）	89
9 意見申立（特定非営利活動法人職業教育評価機構指定様式の例）	92

注意：特定非営利活動法人職業教育評価機構が提供する評価基準等については、参考例として掲載していますので無断で掲載することは禁止します。

第1章 学校評価の基礎知識

1 学校教育法の改正と専修学校の学校評価制度

○今回の学校教育法の改正は、リスキリング・リカレント教育を含めた職業教育の重要性が高まっていることを背景に、高等教育段階の職業教育機関としての専修学校専門課程の位置付けの制度上の明確化が求められていることが理由に挙げられます。

○そのため、専修学校専門課程における教育の充実を制度上担保することが必要で、専門課程の入学資格を厳格化するとともに、専修学校における専攻科の設置に係る規定の創設、一定の要件を満たす専門課程の修了者への称号の付与、専門課程を置く専修学校への自己点検評価の義務付け等が学校教育法に規定されました。

○学校教育法第132条2には、専門課程を置く専修学校（以下「専門学校」という。）は、その教育水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該専修学校の教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するとともに、当該状況について、当該専修学校の職員以外のもので専修学校に関し広くかつ高い識見を有するものによる評価（以下「第三者評価」という。）を受け、その結果を公表するよう努めることを規定しています。

○第三者評価は、規定上は努力義務となっていますが、法律に規定されたことにより、例えば、高等教育の修学支援新制度の確認要件として、これまで、学校関係者評価の実施と結果公表が課されていましたが、今回の改正の規定を踏まえ、新たに第三者評価の結果の公表を課すこととされています。経過措置があるものの規定として本則にあることは重要なことといえます。

○また、文部科学省は、大学院入学資格（高度専門士）認定学科及び外国人留学生キャリア形成促進プログラム認定学科を有する専門学校は、改正学校教育法が施行される令和8年4月から5年間に第三者評価を受審することを求めています。さらに、実施状況も見ながら職業実践専門課程認定校に対する拡大を視野に入れています。

○高等課程、一般課程についての規定はこれまでと変わりありません。専門課程と高等課程等の学校評価規定は次のとおりで、評価の範囲、用語等も異なっています。

専門課程の規定	<p>① 専門課程を置く専修学校は、その教育水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、<u>当該専修学校の教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。</u></p> <p>② <u>専門課程を置く専修学校は、前項に規定する状況について、当該専修学校の職員以外のもので専修学校に関し広くかつ高い識見を有するものによる評価を受け、その結果を公表するよう努めるものとする。</u></p>
高等課程等の規定	<p><u>教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。</u></p>

2 学校評価に関する根拠規定

○学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）

第四十二条 小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。

第百三十二条の二 専門課程を置く専修学校は、その教育水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該専修学校の教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

②専門課程を置く専修学校は、前項に規定する状況について、当該専修学校の職員以外の者で専修学校に関し広くかつ高い識見を有するものによる評価を受け、その結果を公表するよう努めるものとする。

第百三十三条第五条、第六条、第九条から第十二条まで、第十三条第一項、第十四条、第四十三条及び第四十四条の規定は専修学校に、第四十二条の規定は専修学校（専門課程を置くものを除く。）に準用する。

○学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）

第六十六条 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

2前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

第六十七条 小学校は、前条第一項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者（当該小学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

第六十八条 小学校は、第六十六条第一項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行った場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するものとする。

第百八十六条の五 専門課程を置く専修学校は、学校教育法第百三十二条の二第一項に規定する及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに適当な体制を整えて行うものとする。

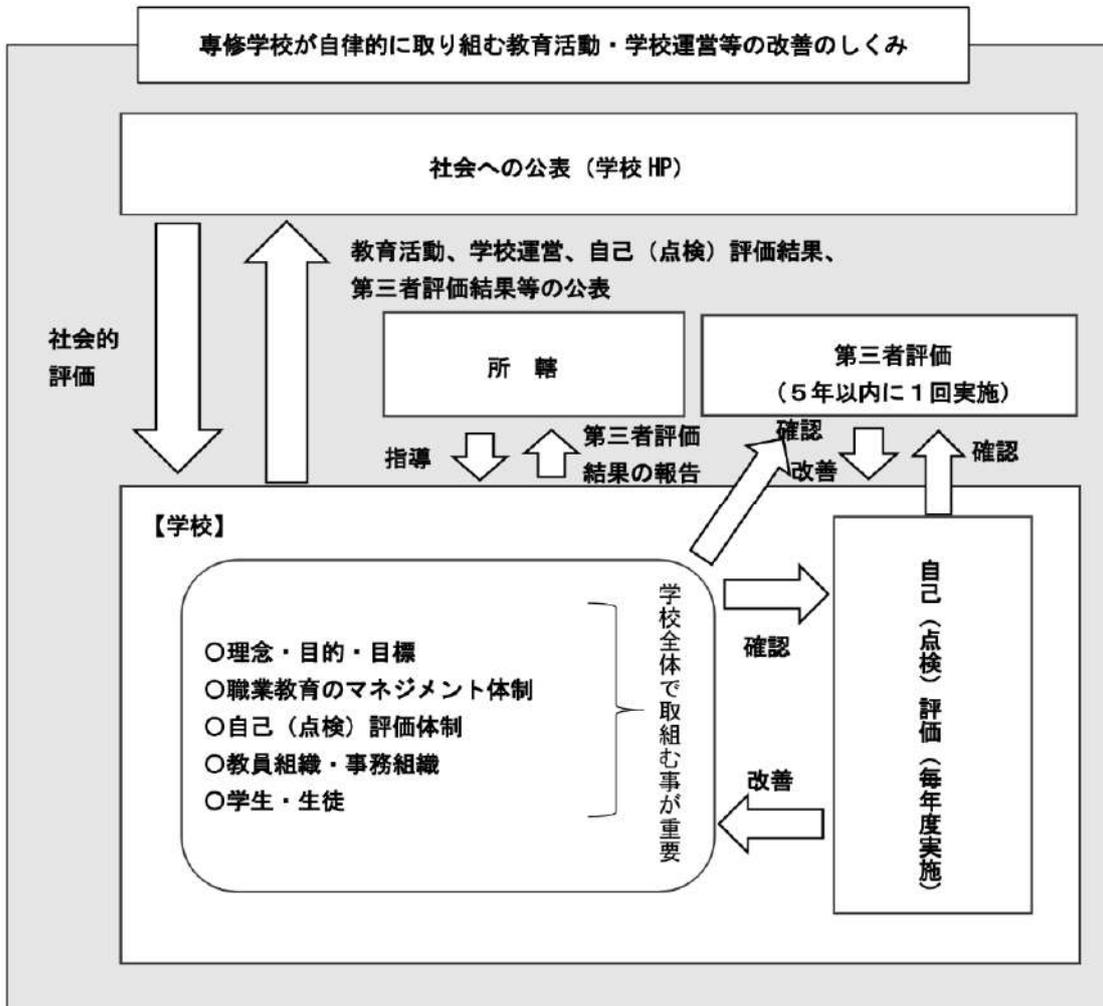
第百八十九条第六十六条から第六十八条までの規定は専修学校（専門課程を置くものを除く）についてそれぞれ準用する。

3 学校評価ガイドラインの主な改正内容

(1) 教育の質保証・向上における学校評価の位置づけの明確化

○改正ガイドラインでは、「専修学校が自ら掲げる理念・目的を実現するために具体的に育成する人材像を定め、必要な知識・技術、技能等の教育の目標を明らかにし、学生、生徒がその目標に向かって学習を進めて達成しているかどうかを組織として管理し、教育を運営する仕組みである職業教育のマネジメントが重要であり、学校評価は、職業教育のマネジメントが有効に機能しているかを確認するための手段であるといえる。」としています。

○学校評価が目的ではなく、手段、手法の一つであることを明確にしています。このことから、職業教育のマネジメント体制の構築と、機能の有効性の確認が評価の重要な視点となります。



出典：改正ガイドライン

(2) 改正学校教育法の規定に基づく専門課程と高等課程、一般課程の類型化

○専門課程と高等課程等の学校評価規定は、評価の範囲、用語等も異なっています。このことから、ガイドラインでは、専門課程の部、高等課程の部と類型化された構成になっています。

○なお、自己評価と自己点検評価は、基本的には同じです。大きな違いは専門課程には第三者評価が規定され、高等課程等では、学校関係者評価が規定されているということです。

専門課程の規定	<p>① 専門課程を置く専修学校は、その教育水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該専修学校の教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。(自己点検・評価)</p> <p>② 専門課程を置く専修学校は、前項に規定する状況について、当該専修学校の職員以外の者で専修学校に関し広くかつ高い識見を有するものによる評価を受け、その結果を公表するよう努めるものとする。</p>
高等課程等の規定	<p>教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。(自己評価)</p>

(3) 改正学校教育法の規定に基づく外部評価を第三者評価とし、定義等を明確化

○改正学校教育法において専門課程には、外部の識見を有するものによる評価が努力義務となっています。略語では、外部評価という用語が使用されています。外部評価と第三者評価は、評価用語では、実施主体が異なるなど厳密な意味では同じではありませんが、改正ガイドラインでは一般的な用語として第三者評価という表現を用いています。

○また、専門課程においては、従来、自己評価、学校関係者評価のみの規定が存在していましたので改正前のガイドラインでは、第三者評価の定義等は、必ずしも明確に示されていませんでしたが、今回の学校教育法の改正において規定化されたことにより、第三者評価の目的、要件等が明確化されています。

◎自己点検評価	各学校の教職員が、当該学校の理念・目的、目標に照らして、自ら評価基準を設定し、学校の教育活動、学修成果、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら行う点検及び評価。
◎第三者評価	自己点検評価の結果を踏まえ、学校から独立した第三者(独立した評価機関・組織を含む。)が認める評価基準に基づき、当該第三者が学校の教育活動、学修成果、学校運営等について行う評価。 ※第三者評価は、上記に示されたように学校を単位として行ういわゆる機関別評価であることを示しています。
※学校関係者評価	保護者、地域住民、企業等(当該学校の教職員を除く。)により構成された組織等が、自己点検評価の結果について行う評価。

出典：改正ガイドライン

第2章 専門学校の第三者評価

1 第三者評価システムの基本構造

(1) 法令等及び認定要件等の基準適合性の評価

○第三者評価は、関連法令に明記された最低基準としての要件や設定される評価基準に対する適合性を確認します。また、各養成指定施設要件への適合性も確認していきます。

○これらの基準等は最低基準として、各専門学校として遵守する義務があります。また、その他学校運営が対象となっている法令等についてもチェックします。

(2) 学修成果等目標設定と達成度の評価

○実践的な職業教育を行う専門学校では、それぞれの学校で関連する業界等の動向を見据えた教育目的、教育目標、育成人材像を実現するため、自らが意図する成果の達成や関連業界、地域等のニーズの充足といった様々な教育の目的達成のための継続な取組とその成果を評価することも重要です。

○具体的な目標として、就職率、特に学習内容を活かす専門就職率、国家資格等の資格免許の取得率が挙げられます。具体的に掲げた目標等の達成度合、学修成果として就職後の状況など、複数年度での状況把握と分析を行い取組の達成を図っていることに対する評価も求められています。

(3) 職業教育のマネジメント体制の機能・有効性の評価

○改正ガイドラインでは職業教育のマネジメント機能の有効性を重要としています。職業教育のマネジメント体制とは次の図で具体的な学内の体制を例示します。

○専門学校は、自ら掲げる教育理念に基づき、人材育成の目的・目標を定め、公表するとともに、それを実現するために職業教育のマネジメント体制を構築し、継続的に教育の質保証及び向上に取組まなければなりません。

○そのため、専門学校は、教育理念・目的・目標を実現するために、学校内に教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上など、職業教育を推進するための組織として職業教育のマネジメント体制を整備することが必要です。

○職業教育のマネジメント体制とは、学科等の組織との役割分担、責任体制等を明確にし、教育活動等の管理運営、検証、改善の取組、成果の把握を行うための学内組織の体系です。上記の図のように、各専門学校において、名称は違うものの、すでに設置している組織体制で、所謂、内部質保証も含む概念です。専門学校の場合は設置している学科等に関連する企業・団体等との連携体制をも含んだものと考えます。重要なことは、有効に機能しているかの検証と、検証の結果、具体的な改善がなされているか、目標達成の成果につながっているかということになります。

【参考】職業教育のマネジメントとは

◎専門学校がその教育資源を用いて職業教育の質向上を図るために行う各種の取組をいう。

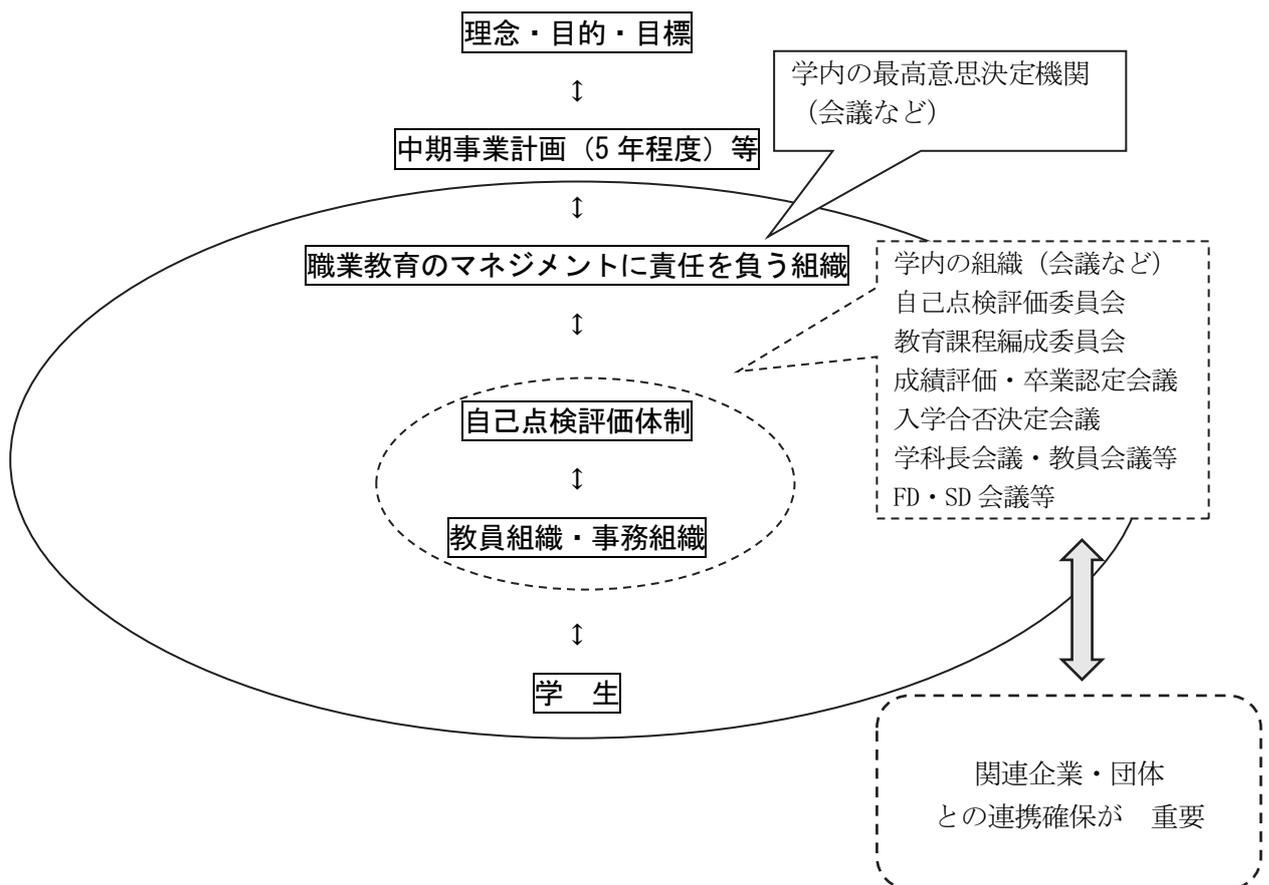
具体的には

- ・学科及び学校が目標の達成に向けて、教育活動のPDCAサイクルを回すこと
- ・各教員が毎回の授業においてPDCAサイクルを回し、絶えず授業改善を行うこと
- ・学科及び学校が各教員の授業改善の取組を支援するための体制や仕組みを整えること
実現するための取組
- ・エビデンス、データをもとに科学的な観点から取組を検証・改善すること
- ・目標達成に向け戦略的、組織的に取組を実践すること
- ・学生、企業等、社会に対して、学習成果を可視化すること

出典：令和元年度文部科学省委託事業

専門学校における職業教育のマネジメントに関する手引・事例集（株）三菱総合研究所

【職業教育のマネジメント体制のイメージ】



2 改正ガイドラインにおける第三者評価

(1) 第三者評価の目的・機能

<p>○第三者評価の目的は、<u>学校とは利害関係を有しない識見を有する外部の者が学校の教育活動、学修成果、学校運営等について、評価し、結果を公表し、改善を行うことを通じて、その質を保証・向上させることにある。</u></p> <p>○第三者評価は、<u>専門学校が自らの状況を客観的に見直す機会（自己点検・評価では発見できない改善点等の指摘など）として捉え、自己点検・評価の結果を踏まえつつ、外部の一定の要件を満たした評価者により、教育活動等の状況に重点を置きながら、専門的かつ客観的な視点で行われることが求められる。</u>評価結果において示された改善等に取り組むことは、<u>学校における教育活動、学校運営等の改善・向上に関する取組を促進させる第三者評価の重要な機能といえる。</u></p>

出典：改正ガイドライン

(2) ガイドラインの第三者評価の評価基準・項目例と解説

大項目 1 教育理念・目的・目標

小項目	評価基準
1 教育理念、目的及び目標の設定等	教育理念等を踏まえ、当該専門学校としての目的及び目標を明確に設定し、養成する人材像を明確にしていること。

専門学校が実践的な職業教育を行う高等教育機関として、教育理念を踏まえ、教育目的を示し、学科等ごとに、育成人材像を明確にすることは、重要です。さらに、専門学校は、教育理念、目的との関連性を明確にした卒業認定方針を設定し、教職員、学生、社会に対して、十分に周知・公表する必要があります。

(資料例)

- ・学則、細則、内規等
- ・学生便覧等
- ・卒業方針等が学科等ごとに記載されている資料

大項目 2 教育課程、教育の実施、学修成果

小項目	評価基準
1 教育課程の編成と授業科目	<p>①学校の目的・目標及び養成する人材像を実現するために必要な教育課程編成・実施方針を作成した上で、教育課程を体系的に編成し、系統性・段階性に配慮した授業科目を配置していること。</p> <p>②外国人留学生に対して、日本国内に就職する際に必要となる日本社会の理解の促進に資する授業科目を300時間以上開設していること。 【注）外国人留学生キャリア形成促進プログラム】</p>

専門学校は、学科等の目的・目標及び育成人材像を実現するため、卒業認定方針を踏まえた教育課程編成・実施方針を策定し、当該方針に基づき、職業教育のための系統性・段階性に配慮した授業科目を開設しなければなりません。また、教育課程の編成及び決定の過程は明確にする必要があります。

さらに、外国人留学生キャリア形成促進プログラムの認定課程を設置している専門学校においては、外国人留学生に対し、文部科学省が定める日本国内に就職する際に必要な日本社会の理解を促進する授業科目を300時間以上開設することが認定要件になっています。

(資料例)

- ・学則
- ・学生便覧
- ・シラバス、履修ガイド、履修案内等
- ・カリキュラムマップ

小項目	評価基準
2 教育の実施	<p>①授業科目内容に応じ、講義、演習、実験、実習又は実技など、適切な授業形態で教育が実施され、かつ、適切な教材が用いられるとともに、成績評価基準に基づき成績評価を行っていること。</p> <p>②企業等と連携した、実習、実技、実験又は演習等（以下「実習・演習等」という）の授業を行っていること。教育目標の達成に必要な企業等と連携した実習・演習等の単位時間または単位数の総授業時数に占める割合を具体的に設定していること。</p> <p>【注）職業実践専門課程】</p>

教育課程の実施にあたっては、科目内容に応じた授業形態（講義、実習、演習等）を選択し、適切な教材を用いて実施しなければなりません。

また、学生の学習を円滑化、活性化させ、効果的な教育を行うために、授業科目ごとにシラバスを作成し、学生に周知した上で、履修指導、予習・復習等に係る相談・支援を適切に行うことが重要です。

職業実践専門課程の認定課程（学科等）を設置する学校においては、企業等と連携した、実習、実技、実験又は演習等（以下「実習・演習等」という）を行うことが認定要件となっています。実習・演習等については、総事業時間数に占める割合を設定するとともに、連携企業、機関等と到達目標等を共有し、成績評価等について必要な協働・連携する体制を整備することが必要です。

(資料例)

- ・シラバス
- ・カリキュラムマップ等
- ・学則、成績評価基準等
- ・指定養成施設の場合は指定規則・基準等

小項目	評価基準
3 単位・卒業認定	<p>学校の目的・目標及び養成する人材像を実現するために必要な卒業認定方針（資格・免許等を含む修得させる職業能力を含む）を学科・コースごとに定め、当該方針に基づき卒業の認定をしていること。</p>

成績評価について、授業科目の内容、形態に応じた基準を設定し、シラバス等で学生に明示した上で、学生の学習に係る評価を公正かつ厳格に行い、適正な手続きを経て、卒業認定を行わなければなりません。卒業認定方針に示した学科・コースごとに職業能力（資格・免許等の取得、必要な知識・技術、技能、職務遂行能力の修得含む。）の修得についての目標を定め、学生の達成状況を把握し評価することが必要です。

(資料例)

- ・シラバス
- ・学則、卒業認定基準等
- ・指定養成施設の場合は指定規則・基準等

小項目	評価基準
4 学修成果目標の達成状況	①卒業認定方針を踏まえ、学科・コースごとに職業能力を含む資質能力の修得（資格・免許等の取得や知識・技術・技能の修得含む。）についての目標を定め、その目標が達成できていること。 ②学生が望む進路の実現に関する目標を定め、その目標が達成できていること。

専門学校は、卒業認定方針に示した学科・コースごとに職業能力（資格・免許等の取得、必要な知識・技術、技能、職務遂行能力の修得含む。）の修得についての目標を定め、学生の達成状況を把握し評価することが必要です。また、学生の就職、進学等進路に関して具体的な目標を定め、その目標の達成状況も把握することが求められています。

(資料例)

- ・卒業方針等が学科等ごとに記載されている資料
- ・学生のポートフォリオ
- ・指定養成施設の場合は指定規則・基準等

大項目3 学生の受入れ、学生支援

小項目	評価基準
1 学生募集及び入学者の選抜、収容定員の管理	①入学者の受け入れ方針、入学選考基準、方法を定め、入学希望者に明示し、入学者の選考を公正に行い、合否を決定していること。 ②学生の受入れは、入学定員に基づき適正に行っていること。 【注）修学支援新制度 機関要件の確認】 【注）外国人留学生キャリア形成促進プログラム】

専門学校は、学生の受入れ方針を定め、求める学生像や入学者に求める水準等を明確に示し、入学における合否の決定は、あらかじめ公表した選抜方法及び手続に基づいて公正に行わなければなりません。また、教育を適切に行うため、入学定員に対する入学者数及び収容定員に対する在籍学生数を適正に管理しなければなりません。

(資料例)

- ・学則等
- ・入試規定、入試実施要領等
- ・入学者選考基準、募集要項等

小項目	評価基準
2 自主的な学習の促進に対する支援	学生の学力や学習状況を把握し、入学前教育や補習授業を行うなど学習支援に取り組んでいること。学生の円滑な学習に向け、シラバスの活用による学習成果の向上や自主的な学習に関する適切な支援を行っていること。

専門学校は、個々の学生の状況を適切に把握し、学生の能力に応じた補習教育、補充教育の他、シラバスを活用するなど、授業時間以外の学生の自主的な学習を促進する支援の展開が求められています。

(資料例)

- ・シラバス
- ・学習状況の把握や補習授業の実施状況等が分かる資料
- ・学習支援の体制や実施状況が分かる資料

小項目	評価基準
3 多様な学生に対する支援	①適切な体制を構築し、障がいのある学生、海外からの留学生、社会人経験者など、多様な学生に対する支援を行っていること。 ②特に海外からの留学生について適正な在籍管理、進路(就職)指導を行うとともに、日本人学生との交流の機会が確保されていること。 【注) 外国人留学生キャリア形成促進プログラム】

専門学校は、学生が学習に専念し、また安定した学生生活を送ることを支援する体制を整備し、障がいのある学生、海外からの留学生、社会人経験者など、多様な学生に対して必要な配慮、支援を行う必要があります。特に、外国人留学生キャリア形成促進プログラムの認定課程を設置する専門学校においては、海外からの留学生について適正な在籍管理、進路(就職)指導を行うとともに、日本人学生との交流の機会を確保することが認定要件になっています。

(資料例)

- ・多様な学生に対する支援が分かる資料
- ・留学生の在籍管理、進路指導等が分かる資料

小項目	評価基準
4 学生生活に関する支援	①カウンセラーの配置、相談室の設置など、学生の相談に対応するための環境整備を行い、適切に運営していること。 ②留年者、退学希望者など学習の継続に困難な問題を抱える学生に対し適切な対応を行っていること。 ③学校保健安全法に基づく学校保健計画を策定し、学生の心身の健康管理体制を整備し、適切に運用していること。 ④学生の経済的側面に対する支援体制を整備し、適切に周知、運用していること。 ⑤学生のキャリア支援、就職支援に対する支援体制を整備し、適切に周知、運用していること。

専門学校は、心身の健康、保健衛生等に係る指導、相談等を適切に行う体制やカウンセリング等の体制の整備に加え、学生の生活環境に配慮した支援が必要です。また、留年者や退学希望者といった学習の継続に困難を抱える学生への対応は重要であり、そのため、個々の学生の状況を適切に把握し、学生の能力に応じた適切な対応が求められています。

さらに、学生が就学を継続するための経済的側面に対する支援では、安定した学生生活の実現に向け、学外の奨学金等に関する情報提供や学納金等に関する相談に適切に対応する必要があります。

さらに、学生のキャリア支援、就職等の支援のための組織等を学内に設置し、学生に対して周知するとともに適切に運用しなければなりません。

(資料例)

- ・カウンセラーの配置等による相談体制等が分かる資料
- ・学生便覧、学生生活の手引き等に記載の相談体制等を周知する資料
- ・学校保健計画や学生の健康管理体制等が明記された資料
- ・学費の減免・分割納付等に関する資料
- ・キャリア支援等に関する資料

大項目4 教育実施組織・教員

小項目	評価基準
1 教員の配置、募集、採用	①教育課程を実施するのに必要な、資格・要件を備えた教員を確保するために基準等(教員の採用基準等)を整備し、適正に運用していること。 ②教員の常勤・非常勤、年齢構成等、また教員一人当たりの授業時数等を把握していること。また、教員の専門性、教授力を把握、評価していること。

専門学校は、法令上の基準を遵守し、学校の目的を実現し、目標を達成するための教育を実施するために必要な教員を配置しなければなりません。教員の募集、採用、昇任等は、明文化された基準及び手続に従い公正かつ適切な方法で行うとともに、教員の募集、採用にあたっては、授業科目との関連性を重視し、関連業界、団体等広く国内外に人材を求めるとともに、等人事の活性化を図ることが必要となります。

また、教員の構成について、常勤・非常勤、年齢構成等、また教員一人当たりの授業時数等を把握するとともに、教員の専門性、教授力を把握、評価することが重要です。

(資料例)

- ・教員の採用等に関する資料
- ・教員名簿
- ・教員の授業分担、時間割等の担当する授業時数等が分かる資料
- ・教員評価に関する資料

小項目	評価基準
2 教員の組織編制等	①学校の目的に応じた分野の区分ごとに必要な教員組織を整備し、業務分担、責任体制を規程等で定めていること。 ②教員間で連携、協力体制を構築していること。

専門学校では、学科等の組織と役割分担、責任体制等を明確にし、教育活動等の管理運営、検証、改善の取組、成果の把握を適切に行うなど、有効に機能させることが求められています。また、教員間において常勤、非常勤等にかかわらず、授業の実施、その他学生への様々な支援について連携体制を整備し、適切に運用することが求められています。

(資料例)

- ・専門分野の分かる教員名簿等
- ・業務分担体制等の規定等

小項目	評価基準
3 教員の資質の向上	①学校の教育活動の改善、工夫を行うFD(Faculty Development)などの取組や、教員の研究活動、自己啓発等への支援を行っている

	<p>こと。</p> <p>①-2特に職業実践専門課程においては、企業等と連携して組織的に行っていること。【注】職業実②教員の授業及び指導力等を修得・向上するための研修を企業等と連携して、組織的に行っていること。【注】職業実践専門課程】</p>
--	--

専門学校は、教員の資質向上を図るために、研修計画を作成し、計画に基づき、研修を受講させるなど組織的な取組を行わなければなりません。また、教育の質向上に向け、組織的なファカルティ・ディベロップメント（FD）活動に取り組むことが必要です。

（FD活動の実施例）

- ・教員相互の授業参観の実施
- ・授業方法についての研究会の開催
- ・新任教員のための研修会の開催等

職業実践専門課程の認定課程（学科等）を設置する学校においては、企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行うことや教員の授業及び指導力等を修得・向上するための研修を企業等と連携して、組織的に行うことが認定要件となっています。

（資料例）

- ・教員研修に関する資料
- ・選考分野について企業等との連携が分かる資料
- ・企業等との連携による教員研修が分かる資料

大項目5 教育環境

小項目	評価基準
1 教育環境の整備	<p>①教育上の必要性に対応できる施設・設備、機械器具等を備えていること。</p> <p>②学生の学習支援のための施設（自習室等）を整備していること。また、学生の休憩、食事のためのスペースを確保していること。</p> <p>③図書室を設置し、専攻分野の教育に必要な専門書及び参考図書を配架し、必要に応じて学生が閲覧できるようにしていること。</p>

専門学校は、自ら掲げる教育理念・目的・目標の実現に必要な教育等環境の整備について、教育組織の規模や特性に応じて、必要な規模の校地及び校舎を配備するとともに、教育課程を実施するために必要な施設と、学生数、教育内容、教育方法に対応するための設備を整備しなければなりません。

特に、学生の学習支援のための施設（自習室等）や学生の休憩、食事のためのスペースを確保することが求められています。

さらに、図書室を設置し、専攻分野の教育に必要な専門書及び参考図書を配架し、必要に応じて学生が閲覧できるようにすることが必要です。

（資料例）

- ・施設・設備等の概要
- ・演習、実習、学生支援等の施設等が分かる資料
- ・指定養成施設の場合は、必要施設等が整備されていることが分かる資料
- ・図書室の整備や専門書等の整備が分かる資料

小項目	評価基準
2 安全対策、防災組織	①学校保健安全法に基づく学校安全計画を策定し、学校における安全対策を適切に行っていること。 ②火災の発生や防災に関する組織体制を整備し、適切に運営していること。

専門学校では、学校保健安全法に基づく学校安全計画を策定し、火災の発生及び大規模災害発生時並びに授業中の安全管理等において、適切に対応できるよう体制の整備と避難訓練、安全教育の実施等適切な運用が求められています。

(資料例)

- ・学校保健安全法等に基づく計画等の安全対策が分かる資料
- ・防災計画や消防点検等及び改善状況等が分かる資料
- ・防災訓練等の実施が分かる資料

小項目	評価基準
3 施設・設備等の点検、改善等	①施設・設備等の日常点検、定期点検、補修等を適切に行っていること。 ②施設の改築・改修、設備の更新等の計画を定め、適切に実施していること。

専門学校では、保有する施設、設備等について、法令等で定められている保守点検を定期的に実施し、必要な補修等を行わなければなりません。また、建物、設備等の改築、改修について、計画を策定し、適切に更新等行うことが必要です。

(資料例)

- ・施設・設備などの点検、補修等が分かる資料
- ・施設の改築、改修等や設備の更新等の計画及び実施が分かる資料

大項目6 教育活動の基盤と改善・向上の取組

小項目	評価基準
1 中期事業計画と財務基盤	①当該専修学校が策定している中長期的計画に、教育目的、教育目標の実現に向けた具体的な内容が位置付けられていること。 ②当該専修学校の教育活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立していること。

専門学校は、自ら掲げる教育理念・目的・目標を実現するために、実効性のある具体的な中期事業計画の策定が求められています。中期事業計画は、学校教育、育成人材に関連する業界、企業等も含めた社会環境の変化等を考慮しながら策定し、計画の進捗状況、環境の変化に応じて、これを見直す必要があります。中期事業計画を設置法人が策定している場合は、計画上に当該専門学校における教育等の内容が明確に位置付けられていなければなりません。

また、中期事業計画の進捗状況、組織上の役割分担、計画の見直しなど計画の遂行の実効性が担保されていなければなりません。設置法人が策定した場合には計画の遂行等への学校の関与がなされているかも重要となります。さらに、中期事業計画を実行し、教育活動を安定して遂行するために必要な財務基盤を確立することは、重要であり、何らかの原

因で不十分な場合は、原因等を分析し改善に向けた計画を必ず策定し、実行しなければなりません。

(資料例)

- ・中・長期計画が分かる資料
- ・財務計画、状況が分かる資料

小項目	評価基準
2 学校運営	①学校運営の組織体制を整備し、適切な運営が行われていること (職業教育に関するマネジメント(教育の企画・設計・運営等)における責任体制を含む。)

専門学校は、管理運営について、明文化された規程に基づき、事務組織体制を整備し、業務分担、責任体制を明確にする必要があります。また、教員と職員による連携体制を確保するとともに、校長による意思決定及び執行管理を適切に行わなければなりません。

専門学校は、教育理念・目的・目標を実現するために、学校内に教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上など、職業教育を推進するための組織として職業教育のマネジメント体制を整備することが必要です。職業教育のマネジメント体制については、学科等の組織との役割分担、責任体制等を明確にし、教育活動等の管理運営、検証、改善の取組、成果の把握を適切に行うなど、有効に機能させることが求められています。

さらに、学校運営を適切かつ効果的に行うため、学校の管理運営や教育活動等に関わる教職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるために、組織的に研修の機会を設けるなどの取組みが不可欠となっています。

(資料例)

- ・学校運営に関する規定、学校運営に関する会議体、規則等及び運営状況が分かる資料

小項目	評価基準
3 学校評価の実施と改善活動	①学校関係者評価委員会、教育課程編成委員会等外部からの意見を反映するなど、関連企業等団体、地域社会等からの意見を当該専修学校の運営やその改善・向上において活用していること。 ①-2特に職業実践専門課程においては、教育課程編成委員会を年2回以上開催していること。 【注）職業実践専門課程】 ②学校評価を実施し結果及び改善状況についての情報を公表していること。 ③学校評価の結果に基づく改善への取組を組織的かつ継続的に行っていること。

専門学校は、学校関係者評価委員会及び教育課程編成委員会を設置するなどして関連業界・団体の関係者、地域社会等からの意見を積極的に採り入れることが必要になってきています。聴取した意見は、学校運営及び教育活動等の改善等に活用することが重要です。

特に、職業実践専門課程の認定学科を有する学校においては、教育課程編成委員会を年2回以上開催することが認定要件になっています。専門学校は、自己点検評価結果をはじめ、学校評価に関する情報を公表しなければなりません。また、学校評価の結果に基づく改善への取組を組織的かつ継続的に行うことが重要です。

(資料例)

- ・学校関係者評価委員会、教育課程編成委員会等の議事録及び意見等が反映されたことが分かる資料
- ・関連企業等団体、地域社会等の意見及び意見を踏まえた改善等が分かる資料
- ・学校評価の結果や改善状況を公表していることが分かる資料
- ・学校評価の改善状況が分かる資料

小項目	評価基準
4 社会からの理解と情報の公表	①当該専修学校の教育活動、学修成果、学校運営等の状況に関する情報を積極的に公表していること。 ②教育目的・目標の達成状況や活動状況について関連する教育機関、産業界等をはじめ、社会全体からの理解を得るよう取り組んでいること。

専門学校は、制度的に公表が求められている教育情報等について適切に公表し、説明責任を果たさなければなりません。

また、教育内容等が社会から理解を得られるように、教育課程の編成、実施など実践的な職業教育の展開、改善・向上に向け、継続する教育機関（高等学校等）、産業界、自治体等からの意見を積極的に聴取するなどの恒常的な取組が重要です。

(資料例)

- ・教育活動、学校運営等の情報を公表していることが分かる資料
- ・教育目的等の達成や活動状況の関連教育機関や産業界等に対する取組等が分かる資料

(3) 評価結果の評定

○従前のガイドラインにおいても5段階の評価表現の様式を例示していました。この様式を用いて自己点検・評価を実施する学校もありました。改正ガイドラインでは、項目例に示した点検・評価項目毎に自己点検評価結果として3段階の評定を行うものとしています。

○評価結果の表現は各学校の判断に委ねられていますが、今後は、評価基準の一定の単位で3段階の評価で表現するが基本となります。

○評価結果の段階評定は、各学校において取組状況の適切さについてより具体的な分析を促し、今後の改善方策について明確化することが期待されています。

改正ガイドラインでは、第三者評価においても同様の評価表現を用いることを求めています。

○自己点検評価の結果は、報告書にとりまとめる（附属資料4にイメージ例を例示）。評価は、各項目について3段階で評価する。「基準を上回り、特筆すべき取組等を行っている場合」は3、「基準をおおむね満たす場合」は2、「基準を満たしておらず改善が必要な場合」は1とする。その際、自己点検評価結果の報告書には、取組の適切さ等の評価結果の分析に加え、それらを踏まえた今後の改善方策について、簡潔かつ明瞭に記述する。

出典：改正ガイドライン

(4) 設置者（学校法人等）との協議・連携

○第三者評価は、学校単位で実施しますが、設置者（学校法人等）との協議や連携は欠かせません。評価基準にある中期事業計画、財務基盤などについては設置者が関与しなければ的確な自己点検評価の実施と結果報告書の記述の正確さを欠くことになるからです。

○第三者評価の実施は、設置法人の理事会の判断で実施することになり、具体的な実施に関して協議・連携しながら進めることとなります。

(5) 評価結果の公表と所轄庁との連携

○評価結果については、学校が実施する第三者評価では、学校が公表することになります。評価結果の公表は、自己点検評価報告書、評価者の選任、評価実施組織、評価の経過、評価結果について公表します。評価機関と受審校と2つの評価内容を学校が公表するというイメージです。

○評価者の選任理由、評価組織責任体制、評価結果の評定基準、書面調査等評価の経過、評価結果に対する意見の申し立ての有無等について詳しく公表する必要があります。また、評価結果に基づく改善の方向性についても公表することで、学校としての質保証・向上への積極的な取組の表明とします。

○ガイドラインでは「第三者評価の結果については、所轄庁にも報告し、所轄庁は評価結果を踏まえて、必要に応じて学校に対する指導や支援等を行う。」としています。所轄庁への報告についての具体的なルールは示されていません。

○第三者評価が文部科学大臣の認定要件や修学支援新制度の機関要件になっている場合は、それぞれの手続時に実施状況の報告をすることになります。経過措置として学校関係者評価の実施、公表で当分の間は、要件をクリアすることができますが、毎年の学校関係者評価実施公表と5年を期間とする第三者評価の実施、公表との関係は明確に示されてはいませんが、基本的には、第三者評価の実施年度を含め5年間は要件を満たすということになります。

○第三者評価の受審校は、評価結果等を積極的に所轄庁に報告することで実践的な職業教育に取り組む専門学校について所在する地方自治体等へのアピールになります。

(6) 第三者評価を行う評価実施者の種類

○大学等で実施している認証評価は、文部科学大臣が認証した評価機関を受審する方法がとられています。認証評価機関は機関別評価を行う機関と専門分野別評価を実施する評価機関があり、各大学等がそれぞれ評価機関を選択して受審しています。

○専門学校の第三者評価は、学校教育法の規定によると「専門課程を置く専修学校は、その教育水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該専修学校の教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。」そして、「専門課程を置く専修学校は、前項に規定する状況につ

いて、当該専修学校の職員以外の者で専修学校に関し広くかつ高い識見を有するものによる評価を受け、その結果を公表するよう努めるものとする。」となっています。ガイドラインではこれを第三者評価と表現しています。

○学校教育法に規定された上記の評価は、一般的には外部評価といわれ、認証評価とは同じものではありません。専門学校では、方法、評価者を含めて学校が選択した方法で行うものであるとしています。評価実施者、評価方法はガイドラインで一定の要件が示されています。

○ガイドラインでは、評価実施者の要件、評価方法等を示していますが、第三者評価の実施を評価機関の受審に限定していません。ガイドラインの記述から、評価実施者として、以下の種類が想定されます。

- ① 独立した組織で、専門学校を対象とする第三者評価機関
 - 職業教育評価機構、専門職高等教育質保証機構、柔道整復教育評価機構
 - 評価基準、評価者、評価方法等は評価機関が定める。
- ② 専門学校の関連団体（分野別学校協会など）で組織内に第三者評価機能を有する団体
 - 全国自動車大学校・整備専門学校協会
 - 評価基準、評価者、評価方法等は当該団体が定める。
- ③ 当該専門学校が選任した評価者等が形成する組織（第三者評価実施者（組織））
 - 評価の主催者は当該専門学校だが、評価の客観性、公平性、継続性の観点から、学校に対して一定の独立性が求められる。
 - 評価者は、当該専門学校がガイドラインの要件を満たす者を選任する。
 - 評価基準、評価方法等はこの評価者組織が定める。
 - 評価者選任の責任は学校にあるが、評価結果の責任は評価者組織に説明責任がある。

○このマニュアルでは、専門学校が取組む第三者評価の実施者を上記の形態別に次の2つに区分して、それぞれの具体的な手順を第3章、第4章に記述していきます。

- ・第3章では、評価機関が行う第三者評価を受審し実施する方法として、評価機関には、学校とは別組織が行うものとして、②も含むものとして記述します。各評価機関等が行う第三者評価の実施方法等は、それぞれの機関（組織）で決めています。ここでは、特定非営利活動法人職業教育評価機構の例を記述しています。
- ・第4章では、評価機関以外が実施する第三者評価として、学校が選任した評価者が第三者評価実施者としての第三者評価について記述します。

第3章 評価機関が行う第三者評価

1 これまでの取組

(1) 評価制度のスタート、ガイドラインの策定・公表

○専修学校の学校評価制度のスタートは、平成14(2002)年の専修学校設置基準改正に始まります。設置基準において、自己評価について「教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。」そして評価結果の第三者による検証として「点検及び評価の結果について、当該専修学校の職員以外の者による検証を行うよう努めなければならない。」と規定されました。

○平成19(2007)年6月20日、学校教育法等の一部を改正する法律が成立し、12月26日に施行されました。改正された学校教育法第42条に学校評価に関する規定が整備され、自己評価は、法令上で義務化されました。なお、学校教育法第42条の規定は小学校に関する規定ですが、同法第189条により専修学校に準用されました。

○平成24(2012)年3月、専修学校における学校評価の実施状況について、文部科学省の委託調査が行われましたが、自己評価の実施率62.2%、結果の公表率は17.1%、学校関係者評価の実施率15.6%、結果の公表率は5.6%という不十分な結果となりました。この調査結果を踏まえ、学校評価の具体的な実施方法、進め方を明確に示すガイドラインの策定に向け、文部科学省は、「専修学校の質の保証・向上に関する調査研究協力者会議」を設置し、学校評価に関する現状、課題及び今後の方向性等について審議を重ね、平成25(2013)年3月、「専修学校における学校評価ガイドライン」を策定、公表しました。

(2) 評価機関の設立、第三者評価事業の展開

○東京都及び社団法人東京都専修学校各種学校協会(以下「東専各協会」という。)を中心に設置した「専修学校構想懇談会」の報告書において、専修学校の社会的信頼性の向上を図る仕組みとして学校評価システムの導入と情報公開の推進が提言されました。

○平成16(2004)年9月、東京都の支援を受け、「特定非営利活動法人私立専門学校等評価研究機構」現、職業教育評価機構(以下「評価機構」という。)が設立され、自己点検・評価研究委員会により、自己点検・評価のための基準となる「東京フォーマット」が策定されました。

○平成18(2006)年、第三者評価システム原案を作成、会員4校においてモデル事業を実施し、「専門学校等評価基準書」を発表。評価機構内に「評価者バンク」を設置し、評価員登録と養成研修を開始しました。平成19(2007)年度から第三者評価を本格的に事業化し、東京都において、受審校及び自己評価に対する補助制度が開始されました。現在では、評価機構のほか、一般社団法人専門職高等教育質保証機構においても専門学校に対する第三者評価を実施しています。

○一方、実践的な職業教育に取り組む専門学校を評価する場合は、学校運営及び教育の基本組織など分野に共通する基本事項の評価に加え、それぞれの養成分野の特性に応じた専門

職業人材育成プログラム評価として分野別第三者評価が必要となります。

○このことについて、評価機構と柔道整復師養成に係る関係4団体は、平成24(2012)年から継続的に行った第三者評価の実施・検証結果を踏まえ、令和元(2019)年から評価機関の組織化に向け、検討・協議を重ね、令和3(2021)年6月、一般社団法人柔道整復教育評価機構が設立されました。同機構では、分野別統合型の第三者評価を展開しています。

※評価機構における第三者評価実績

平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
8	3	5	2	4	5	4	6	7
平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1	5	1	4	2	3	4	2	4

(3) 文部科学省委託事業と実践的職業教育における第三者評価機関の連絡協議会の運営

○文部科学省は専門学校の質保証・向上に向けた取組について、職業実践専門課程における第三者評価の調査研究を平成26(2014)年度からスタートさせ、平成27(2015)年度には、11分野のコンソーシアムにおいてそれぞれ第三者評価基準の策定等が進められました。

○コンソーシアムは、組織間の連絡調整会議を開催するとともに合同の研修会、成果報告会を行うとともに、第三者評価事業の実用化に向け、分野横断的な第三者評価基準策定、モデル評価、評価者育成研修等の事業を展開しました。

○令和2(2020)年度から文部科学省委託事業の中において、「実践的職業教育における第三者評価機関の連絡協議会」を設置し、諸課題の認識共有、情報交換、共通課題解決に向けた研修会の開催に取り組んでいます。研修会は拡大研修会として会場での受講と映像による配信を行い、多くの専修学校及び関係者の参画を得ています。

2 評価機関が行う第三者評価の進め方

ここでの評価機関には、受審する学校から組織として独立している評価機関として、①独立した組織で、専門学校を対象とする第三者評価機関ばかりでなく、②専門学校の関連団体(分野別学校協会など)で組織内に第三者評価機能を有する団体も含むとして記述します。

また、下記(1)から(3)までは学校が対応する事項で(4)から(9)までは評価機関が対応する評価作業で、学校と評価機関が連携しては第三者評価を進めます。

(1) 評価機関を決める。

○まず受審する第三者評価機関を決める必要があります。専門学校の第三者評価を実施している機関を調べ、当該機関の実施している第三者評価がガイドラインで示した評価基準、評価方法等に準拠しているか、自己点検評価報告書等の様式、評価結果及びフォローアップ体制など学校にとって有用な評価機関を選択する必要があります。

(2) 第三評価受審の準備

○第三者評価を行う評価機関では、それぞれ、第三者評価基準を策定しています。専門学校の評価基準としては、文部科学省がガイドラインに定める評価基準に準拠した基準になっています。また、評価基準とともに、各機関では、評価に関する基本事項、評価方法、受審の手順等を示す、実施要綱等を定めています。評価機関が行う第三者評価は、受審を希望する機関の基準等をよく理解するところから始まります。

○各機関では、第三者評価の実施に向け、説明会、研修会を開催していますので積極的に参加して、第三者評価の目的等に関する理解を深めることが必要です。

○特に評価基準の意味するところは重要で、的確な自己点検評価の作成には基準や評価の視点を正確に理解することが重要です。

(3) 自己点検評価報告書及び参照資料集の作成

○受審校は、定められた基準に従い、自己点検評価を実施し、評価報告書を作成し、記述した内容（学校の取組、課題、課題解決に向けた方策など）を確認する参照資料集を作成し、提出期日までに評価機関に提出します。自己点検評価報告書は、評価の視点に沿って的確に記述することが求められます。また、抽象的でなくより具体的に記述することが重要です。また、評価基準・項目はそれぞれ関連するものもありますので、矛盾した記述にならないように注意する必要があります。

○参照資料は記述内容のエビデンスとして重要です。評価は書面調査が占める割合が多いので、記述内容を確認する資料は不可欠です。

○自己点検評価報告書は記述から様式化した資料の提出で、負担軽減を図っていますので参照資料の基本は様式化した資料ということになります。

○第三者評価では、評価結果の公表時に自己点検評価報告書も公表しますので記述はわかりやすく的確な表現が求められます。公表時には改めて、個人情報等の確認はします。

(4) 書面調査

○評価機関では、提出された自己点検評価報告書及び参照資料を受取り、評価を実施する評価部会（評価者の会議体、部会長以下4名程度）における評価を開始します。評価者は評価機関が選任します。評価作業として、書面調査、訪問調査、評価結果報告書作成の各業務を履行します。

○書面調査は、評価の視点に沿って記述されているか、記述内容が参照資料で確認することができるかという視点で進めていきます。そして、不足している記述や追加すべき資料について評価項目の順で整理し、まとめ、訪問調査にあたって、ヒアリング項目、インタビュー等について準備し、内容を対象専門学校に伝えます。上記にかかわらず、書面調査中に学校への問合せを行う場合もありますのでその際は、学校が適宜対応します。

(5) 訪問調査・ヒアリング、インタビューの実施

○訪問調査は書面調査では確認できない事項について、現地に評価部会が訪問して実施します。次の3つの順序で実施します。

- ・施設確認調査→教室・実習室・図書室・自習室・相談室など確認する場所は事前に調整
- ・ヒアリング→書面調査で不明な点等中心に行います。質問事項等は事前に文書で通知
- ・インタビュー→在校生、教員等にインタビューを実施します。要領は事前に調整

○訪問調査の所要時間は1日を基本に実施します。評価機関の所在地との距離等の要件によって2日間となる場合もあります。訪問調査の日程は学校と調整し決定します。ヒアリングへの対応、インタビューを受ける者の人選は学校が行います。

(6) 第三者評価報告書案の作成

○書面調査、訪問調査が終了すると評価部会では評価結果について審議を基準毎に行い、評価報告書原案を取りまとめます。評価結果について、評定を除く事実関係について再度、学校あて確認することがあり、取扱いには評価機関によって異なります。

(7) 第三者評価委員会の審議と受審校への通知

○評価部会で審議し取りまとめた評価結果報告書原案は別に設置した第三者評価委員会に付議し、第三者評価報告書(案)が決定します。決定後、受審校あて通知されます。

(8) 意見申立ての機会

○通知を受けた学校は結果に関する意見を申立てる機会が保障されています。結果とともに意見申立ての期間及び方法が通知されますので、所定の手続きにより、必要に応じて実施します。

○意見の申し立ての要件、方法は、各評価機関でルール化されています。通常は、意見の申し立ての対象とするのは、評価の判定の基礎となっている事実につき、事実誤認がある場合にのみで、意見申立てを行うことができます。評価の結果、基準に適合していないと判定された専門学校のみが対象となります。

○評価報告書の文章表現などは、対象としません。意見申立てがあった場合、各機関の定める方法で裁定を行います。通常、評価機関が第三者を選任し審査会を開催して、事実関係等を確認し、評価結果を決定します。

(9) 第三者評価結果の決定、公表、フォローアップ

○第三者評価結果は決定すると、受審校及び評価機関で同時に公表します。社会全般に広く公表するため、ホームページに掲載します。

○評価機関では、評価結果に応じて、受審校の改善状況を把握するために、評定に応じて改善報告等の提出を求める場合もあります。(フォローアップ)

【評価機関の受審】第三者評価の標準的スケジュールの例示

時期	評価対象校	第三者評価機関	備考
2月	評価受審申込み	募集説明会の開催	【評価基準】 評価機関の指定基準
6月	資料整備 自己点検 自己評価	評価対象校説明会	
7月	自己評価報告書提出	評価資料の点検等 評価担当部会の編成	【評価の有効期間】 評価は5年間有効
9月		評価担当部会 ↓ 自己評価報告書の書面調査	
10月	ヒアリング調査へ対応	評価対象校ヒアリング調査	
11月		↓	【評価担当部会委員】 (標準的な構成員) 専門学校関係者 1名 業界関係者 1名 学識者 1名 公認会計士 1名 ※訪問調査、ヒアリング調査は同時実施、学生インタビューも実施
12月	訪問調査への対応	評価対象校訪問調査	
1月		↓ 評価報告書原案の作成	【第三者評価委員会】 教育専門家、又は学識者、専門学校関係者 合計4名
2月	評価報告書案の確認	第三者評価委員会 ↓ 評価書報告書原案の審査 評価報告書案の確定・通知	
2月	意見なし 意見申立	審査会 ↓ 意見申し立ての審査 評価報告書の確定・通知	【審査会】 理事会選考委員 3名
3月	評価報告書の受理	↓	
3月	評価結果の公表	評価結果の公表	【評価結果の公表】 公表範囲 ・自己点検評価報告書 ・第三者評価結果 評価機関：プレス発表、ホームページ掲載、報告書配布。 学校：自校ホームページ掲載、報告書配布等を行う。
4月			

参照資料の例示

区分	番号	資料名	資料の内容説明
教育理念等・学校運営	1	学則 ※	認可、届出済みのもの 注)記載事項 学校教育法施行規則第4条
	2	〇〇専門学校教育理念・教育目標 ※	理念・目標等が明記された印刷物等
	3	入学案内書・募集要項・施設設備一覧等 ※	特色であることが明記されている印刷物等
	4	学校基本調査票(専修学校)・学校施設調査票「(高等学校等)」 ※	令和〇年から令和〇年の4カ年分の提出調査票の写(各年5月1日現在)文部科学省統計調査
	5	学生数・教員数・施設・設備一覧 ※	学校の現況(学生数、教員数、施設の概要)
	6	将来構想(中期構想・中期事業計画書・ビジョン) ※	3年から5年単位の構想・計画が明記されている文書等
	7	運営方針(〇〇年度)・事業計画書・重点目標 ※	学校運営方針が明記されている印刷物・事業計画書・学校運営計画書等
	8	産学連携・関連業界との協定文書・委員会資料等	関連業界等との連携関係を確認する資料
	9	組織規程・組織図 ※	学校の運営体制が確認できる資料
	10	意思決定に係る規程・事務分掌規程・業務マニュアル ※	事業決定に係る責任体制、権限の段階が確認できる資料
	11	会議規則・設置要綱・会議一覧・各種委員会名簿・会議録・審議録 ※	方針等の周知、会議体の意義や意思決定への関与が確認できる資料
	12	教職員組織編成図、事務職員組織編成図 ※	教職員の組織編制、責任体制が確認できる資料
	13	就業規則、人事規程、昇給・昇格・退職等規程 ※	人事に関する規定、職種・常勤・非常勤ごとの採用基準、昇任、退職の基準が確認できる資料
	14	情報システムネットワーク図・システム業務規則	教職員、学生管理システムやネットワーク、セキュリティ対策について確認できる文書等
	15	設置法人寄附行為、理事会名簿 ※	
教育活動・学修成果	16	学科毎の教育目標・育成人材像	
	17	学生便覧・履修案内 ※	令和〇年度、令和〇年度用として学生に配布したもの(評価年度及び前年度)
	18	教育課程(カリキュラム)・授業時数表 ※	学科、修業年限ごとの教育課程(カリキュラム)、授業時間割
	19	教職員体制表、学級編成表・担任表・非常勤講師表 ※	教育組織を体系的に整理したもの、常勤、非常勤の関連が確認できるもの
	20	教員名簿	教員名簿(令和〇年度、令和〇年度)担当授業科目との関連性表記
	21	履修要綱・学則 ※	
	22	授業計画・シラバス・コマシラバス・講義要項 ※	科目ごとの計画が確認できるもの
	23	教育課程編成に係る文書・ガイドライン・教務委員会等会議録・教育課程編成委員会	教育課程の編成過程が確認できる資料、業界のニーズの把握が確認できる資料
	24	キャリアガイド、キャリアサポートプログラム	キャリア教育に関する教材・資料
	25	授業評価の規程・授業評価アンケート結果・分析・改善状況報告書	
	26	教職員の研修規程	研修体系、研修計画、研修結果が確認できる資料
	27	研究報告書・紀要	教員の研究活動と教育内容の関連が確認できる資料(FD,SD活動に関する資料含む)
	28	成績評価・卒業認定基準・単位互換協定書 ※	他校、専修学校以外、入学前の履修等評価の判定基準や位置づけが明確になっているもの
	29	取得資格についての案内・指導体制	教育課程上明確になっている資料、資格認定機関、資格の有効性などを説明する資料
	30	学科別資格取得状況一覧・目標とする数値 ※	令和〇年度～令和〇年度の3カ年分
32	就職者数・就職率のデータ・進路決定状況・目標とする数値・指導・相談体制 ※	令和〇年度～令和〇年度の4カ年分	
34	卒業生の活動把握資料・就職先の調査資料	就職先へのヒアリング調査結果など卒業生の活動の把握状況が確認できる資料	
36	教育課程編成・教員研修・資格取得・就職等に係る関連業界等との連携協定等	教育活動・学修成果等に係る関連業界等との連携関係を確認する資料	
37	退学状況のデータ・目標とする数値 ※	令和〇年度～令和〇年度の3カ年分	
38	学生相談に関する規程・学生相談の案内	学生・留学生への相談体制に実態が確認できる資料	
39	奨学金制度要綱・奨学金募集要項・学費分納願・学費延納願の様式	学生への配布プリント等周知状況が確認できる資料	
40	健康診断実施、結果データ	健康診断の実態が確認できるもの	
41	健康管理規程・健康管理体制・保健室設置要綱・学校保健計画 ※	健康管理体制が確認できるもの(学校保健計画は必須)	
42	クラブ活動活動実績	課外活動の案内、実績が確認できる資料	
43	学生寮の案内・学生寮規約 ※		
44	保護者との連携体制	保護者との連携を明確に示す資料	
45	卒業生・社会人への支援体制	相談体制、同窓会組織に関する資料、社会人・就労学生への支援策を確認する資料	
46	実習・インターンシップ・海外研修についての実施要綱	教育課程との関連が確認できる資料、実績を示す資料、安全管理に関する資料	
47	消防計画・災害時(緊急時)対応マニュアル・避難訓練・防犯対策実施要綱		
48	入学者選考要項、入学試験実施状況、面接要項 ※	入学試験等実施体制が確認できる資料	
49	入学者数のデータ、合格者、評退者のデータ	推移が確認できる資料	
50	学納金推移データ	学納金返還についての取扱いが確認できる資料、学納金の推移が確認できる資料	
51	卒業後の支援、実習、インターンシップ実施に係る関連業界等との連携協定等	卒業後の支援、実習等の実施について関連業界等との連携を確認できる資料	
財務	52	経理規程・財務規程 ※	
	53	法人及び学校別(部門別)資金収支計算書 ※	過去3年分
	54	法人及び学校別(部門別)事業活動収支計算書 ※	過去3年分
	55	監査報告書(監事監査報告書、会計監査人監査意見書等) ※	過去3年分
	56	法人の財産目録・貸借対照表 ※	過去3年分
	57	学校法人等基礎調査提出 ※	過去3年分
	58	令和〇年度の収支予算書、事業計画書 ※	
	59	財務情報公開規程及び公開資料 ※	ホームページ上も掲載している資料など(写)
法令遵守・社会地域貢献	60	個人情報保護基本方針・規程	
	61	自己点検・評価・学校関係者評価、第三者評価に関する規程 ※	学則の規定部分、改善へのプロセスを示す資料
	62	自己点検・評価書 ※ 学校関係者評価報告書	自己点検・評価報告書・公表した資料、
	63	学校ホームページ・学校案内	学校の教育情報の公開について確認する資料
	64	生涯学習講座・地域連携講座実施要綱・募集案内	
	65	地域活動への貢献を示す資料	
	66	留学生の募集、受入に関するデータ	留学生の受入方針、相談体制、進路指導、財政管理などが確認できる資料
	67	ボランティア活動の案内、活動状況報告書	ボランティア活動の支援等に関する資料

第4章 評価機関以外が行う第三者評価

1 当該専門学校が行う業務

(1) 第三者評価実施に関する規程（規則）の制定

○第三者評価の実施についてルールを定めた規程、規則の整備は義務付けられたものではありませんが、第三者評価は、基本的に結果を公表することが求められており、自己点検評価の実施・公表、第三者評価の実施が組織的に行われていることを学内・学外へ説明するためには、実施のためのルールを規程として明確化することが必要です。

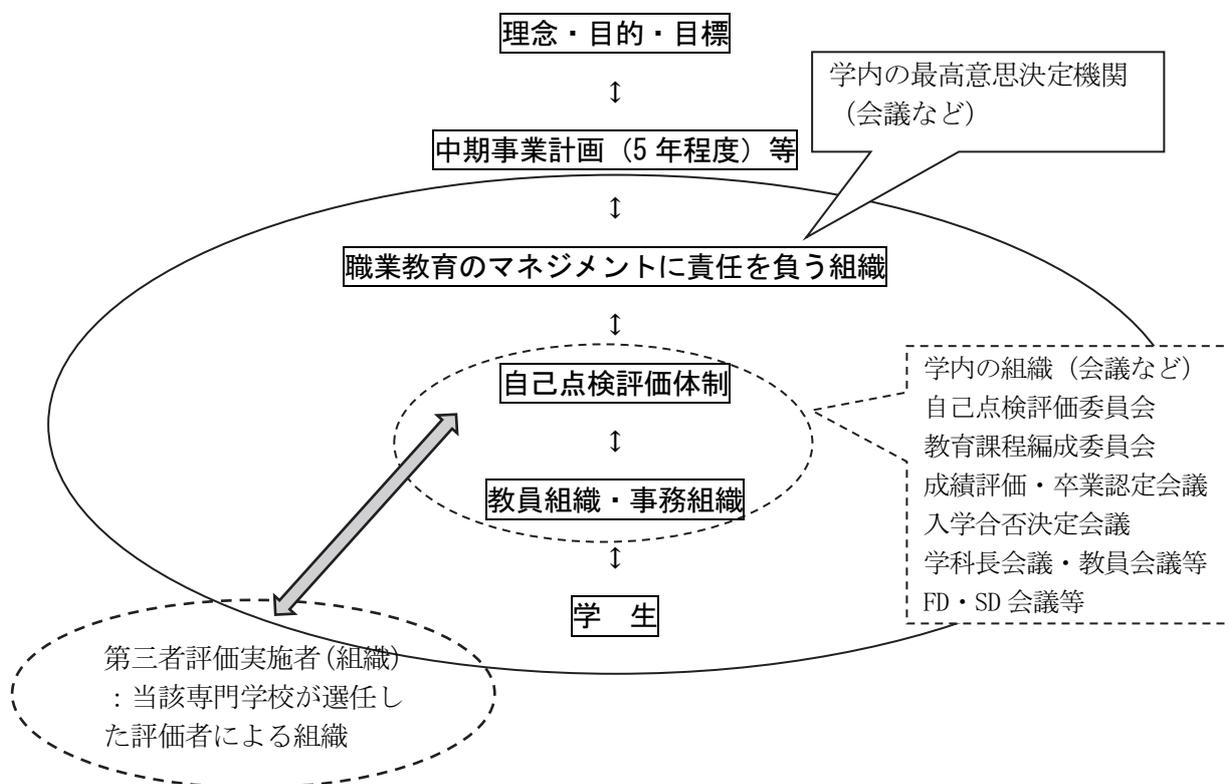
○学校の場合は、学則上に規定します。学校評価が学校運営・教育活動等の改善のために行うことから、学則に規定し、組織的な対応として明確化することが望まれます。学則への規定は、学則の改正手続時に行うこととなりますが、規定する内容や別の規定との整合性を図って整備することが必要となります。

学校に必要な規程（規定）として、次の3つを例示します。

- ① 学則の規定
- ② 学校評価の実施に関する規程（規則）
- ③ 第三者評価の評価者等の守秘義務に関する規程

(2) 第三者実施に関する学内組織（職業教育のマネジメント体制）の位置づけ

【第三者評価組織の位置づけのイメージ】



(3) 第三者評価の実施者の選任

○当該専門学校が、複数の評価者を選任します。第三者評価の実施者（評価者）の要件についてガイドラインでは次のように示しています。

【第三者評価の実施者に求められる要件】

要件	<p>以下の要件を満たす者により複数名（原則として3名以上）で構成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門的な評価が可能なる者（以下の全てを満たす必要はなく、学校の状況や学科等の分野に応じて判断） ①当該学校・学科の分野に精通している者 ②専修学校に識見を有する者 ③大学等の評価経験者等 ・当該学校に専任又は兼任として在籍（予定含む。）していない、又は過去3年以内に在籍していない者 ・当該学校を設置する法人に役職員（当該法人が設置する他の学校の教職員を含む。）として在籍（予定含む。）していない、又は過去3年以内に在籍していない者 ・当該学校の教育又は経営に関する重要事項を審議する組織に参画（予定含む。）していない又は過去3年以内に参画していない者
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・評価実施者がそれぞれ独立して評価するのではなく、組織だって評価すること※ ※「組織だって評価する」とは、各評価実施者が個別に評価作業を行い、それぞれ評価結果を示すのではなく、評価者間での議論や検討を経て、一つの評価結果、評価報告書をまとめることを意味する。

評価の実施者選定は、第三者評価の質や信頼性を確保するために最も重要な要素であり、当該実施者が当該学校の第三者評価を実施するにふさわしい者であることの説明責任は学校が負うこととなる。

また、評価結果が当該学校の活動等や経営に影響を及ぼす可能性もあることから、当該実施者は、評価結果に対する説明責任を負うことに留意して評価を行うこととなる。

なお、第三者評価の実施にあたっては、実際の評価作業だけでなく、評価の段取りや評価実施者と学校との調整、評価結果に対して不服がある場合の対応など、評価の実施に付随して、学校と評価実施者が連携し、分担して行わなければならない様々な業務が生じることとなる。

こうした業務を円滑に行い、安定的でかつ質の高い第三者評価を実施するためにも、評価の企画・実施に関しては、学校から独立して、かつ、第三者評価に関する専門的な知見や実施経験を有する組織・団体等に依頼することが望ましい。

出典：ガイドライン

○第三者評価の実施者（評価者）は、学校関係者評価の評価者と比べると学校教育、学校運営、学校評価など評価基準に従って評価を実施できる識見を有する者に絞込んだ要件になっています。理由としては、第三者評価は、単に意見を徴し、学校運営等に活用することが目的ではなく、学校とは利害関係を有しない識見を有する外部の者が学校の教育活動、学修成果、学校運営等について、評価し、結果を公表し、改善を行うことを通じて、その質を保証・向上させることにあるからです。

○また、第三者評価は、指定養成機関の検査等と異なり、基準適合性の確認のみでなく、教育理念等に基づき、目標・目的の達成に向けた組織運営（職業教育のマネジメント）の状況の評価するための、評価者を選任する必要があります。

○そのため、第三者評価は、専門学校が自らの状況を客観的に見直す機会（自己点検評価では発見できない改善点等の指摘など）として捉え、自己点検評価の結果を踏まえつつ、外部の一定の要件を満たした評価者により、教育活動等の状況に重点を置きながら、専門的かつ客観的な視点で行われることが求められるとしています。実施者（評価者）の選任にあたっては、客観性、透明性、公平性について明確な説明責任は学校にあります。

(4) 第三者評価実施者（組織）との業務内容、費用負担

○学校が実施する場合は、第三者評価の事務局機能を学校組織の中に置く場合と第三者評価実施者（組織）内に臨時的に事務局を置き実施をする方法が考えられます。専門学校の規模等によっても異なりますが、どのように行うかは学校の判断となります。

○第三者評価の性格上、独立性、中立性の観点から見れば、学外に臨時組織として設置する方法が、理解が得られると考えられますが、人件費等を勘案しての判断となります。

○事務局機能の存続期間については、評価を実施する期間となりますが、改善状況の確認、次回の評価との継続性も考慮して設定することになります。

○当該専門学校は、評価実施組織に対して評価業務の範囲、内容を文書で説明し、協定、契約等文書を作成し締結します。特に評価に関する資料等の取扱いに関する守秘義務及び個人情報に関する内容は重要で、契約書等に明記するか、誓約書などを提出させるなど適切に対応します。

○評価を実施するための経費として、評価者への報酬、交通費等実費弁償なども含めて、学校と評価者と協議を行い、上記協定、契約書等で確認します。

○評価全体のスケジュールは、学校側の計画として作成します。学校の準備段階も含めた全体のスケジュールを作成し、評価実施組織へ提示します。実際に評価作業に係る部分のスケジュールに基づき、具体的な日程の調整を行います。

2 第三者評価実施者（組織）が行う業務

(1) ガイドラインが示す第三者評価実施方法

事 項	内 容
評価の項目等	自己点検評価の項目等を踏まえ、教育活動、学修成果等に重点的に評価する項目を設定する（附属資料1参照）。
項目等の策定・公表	評価の項目、基準は公表されていること。 評価基準を定め、又は変更するに当たっては、その過程の公正性

	及び透明性を確保するため、その案の公表その他の必要な措置を講じていること。
	評価は、各項目について3段階で評価する。「基準を上回り、特筆すべき取組等を行っている場合」は3、「基準をおおむね満たす場合」は2とし、「基準を満たしておらず改善が必要な場合」は1とすること（附属資料5にイメージ例を例示）。 また、所見欄を設け、特筆すべき成果や留意すべき点、改善を要する点など、評価を実施する中で明らかになった成果や学校の教育活動や運営に反映すべき事項を積極的に指摘すること。
評価方法	専門学校が自ら行う自己点検評価報告書等の書面調査のみでなく、ヒアリング、訪問調査の実施や根拠となる資料やデータの確認など各項目等について、評価者間で議論や検討を経るなど、適切に評価できる方法により実施されていること。
	評価結果について対象専門学校からの意見の申立ての機会を設けていること。
	前述の「第三者評価の実施者に求められる要件」(P.13)を満たし、かつ、公正で的確な実施を確保するために複数の者による組織的な評価実施体制が整備されていること。
実施体制	教育活動など専門的な見地から評価すべき項目等を重点的に評価し、基準に照らして形式的に確認すればよい項目等は自己点検評価の結果を確認するだけに留めるなど、評価の質と評価の実施者及び学校側の負担軽減に配慮すること。（附属資料1参照）
評価業務の負担軽減への配慮	資格等の指定養成施設となっている場合など、他の制度で外部の者による評価や監査が行われている場合には、そこで確認されている項目等については評価しない（別途行われた評価・監査結果を確認する）など、学校に対する評価・監査的作用の重複をできるだけ排除して行うことに留意すること。
評価期間	○専門学校における第三者評価を行う期間については、実践的な職業教育を行うためには社会のニーズを適切に反映することが必要となるが、そうしたニーズは移り変わりが早いいため、評価期間を短く設定することが望ましい。 一方で、評価期間が短いと評価に係るコストが増大してしまう。それらを勘案し、また、専門学校はそのほとんどが4年以内の教育課程であることも踏まえ、5年以内に1回の実施とする。

出典：ガイドライン

○第三者評価を実施する組織が、学校、評価機関であるかにかかわらずポイントになるのは評価者です。評価機関は自らの組織で評価者の選任、育成を行って、受審校に対して第三者評価を事業として実施しています。学校が実施する第三者評価は、学校が選任することになります。ガイドラインに示された要件を充足する評価者の選任と評価を円滑に進めるための研修など第三者評価の実施に関する準備について、とりわけ、評価者の確保、育成に対する学校への支援が重要な課題となります。

○専門学校では、法律上努力義務になっている第三者評価ですが、令和8年4月1日から

大学院入学資格の認定学科を有する専門学校等においては、認定要件として、当該規定に基づく評価を実施する義務があります。該当する専門学校では、5年以内にガイドラインに示された方法で評価に取り組むことになります。

(2) 第三者評価実施者（組織）の構築

○選任した評価者により評価実施組織を構築します。評価組織は評価を実施し報告書を取りまとめ、対象校に対して、評価結果に関する説明責任等が生じます。そのため、評価組織には委員長等取りまとめ役のリーダーを選任する必要があります。

○ガイドラインには、評価実施の留意事項として、「評価実施者がそれぞれ独立して評価するのではなく、組織だって評価すること」、「組織だって評価するとは、各評価実施者が個別に評価作業を行い、それぞれ評価結果を示すのではなく、評価者間での議論や検討を経て、一つの評価結果、評価報告書をまとめることを意味する。」としています。

○第三者評価実施者（組織）の構築は、客観性、公平性、透明性の確保・評価組織の独立性・中立性の観点からの体制整備ということになります。第三者評価実施者（組織）と、専門学校で実施されている学校関係者評価との違いについて、ガイドラインの記述に沿って説明します。

項目	第三者評価実施者（組織）	学校関係者評価
評価者の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・当該学校、分野に精通している者 ・専修学校に識見を有する者 ・大学等の評価経験者等評価基準に基づき評価を行う評価者を複数（3人以上）選任することを示している。 <p>※当該専門学校との利益相反関係を詳細について厳格化している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・専門分野における業界関係者 ・卒業生、保護者、地域住民、高等学校の関係者等ステークホルダーを評価者として示している。 <p>※当該学校の教職員は委員会委員に選任できないとしている。</p> <p>※職業実践専門課程の認定要件では、学科の専攻分野に関する企業等から委員が参画</p>
評価組織	<p>選任された評価者によって評価組織を構築し、組織だった評価を実施する。</p> <p>※独立した組織としての運営を求めている。</p>	<p>選任された評価者による委員会を開催し、評価を実施する。</p> <p>※学校が実体的に運営することを禁止していない。</p>
評価方法	<ul style="list-style-type: none"> ・評価実施者（組織）が決定した評価項目、基準に基づき評価する。 ・評価方法として、書面調査、ヒアリング、訪問調査等多様な方法を通して評価する。 ・意見申立機会を付与するなど評価方法を詳細に示している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校が実施した自己評価結果、今後の改善策の適切性を評価する。 ・委員会を開催し評価する。 ・職業実践専門課程の認定要件では、学校関係者評価委員会開催数を1回以上としている。

評価結果公表	評価実施者（組織）に説明責任があることを明確化している。	責任の所在は明確にしていないが、評価結果は、委員会で審議し決定することとしている。
その他	学校単位で実施する。	設置者が同一で、一定の評価者の要件を満たせば、1つの学校内又は複数の学校にまたがって、複数の専修学校専門課程に共通する学校関係者評価委員会を置くことも可能としている。

○第三者評価実施者（組織）の業務は、評価対象校が提出した自己点検評価報告書、参照資料等に基づく書面調査、ヒアリング調査等及び訪問調査の実施に基づき、評価を行い、第三者評価書案を作成し、対象校に通知します。

(3) 第三者評価に関する基本事項の決定

① 評価基準の策定（評価の視点、必要な参照資料の整理）

評価基準は文部科学省が標準的な基準・項目を示しています。項目には必須項目、簡易に評価、任意項目、認定制度における必須項目について区分がありますので、対象校の状況に応じて評価基準等を決定します。また、評定の基準についてもあらかじめ決めます。

② 評価様式（自己点検評価報告書、参照資料、指定資料・データ、の決定）

第三者評価の対象とする自己点検評価報告書様式、参照資料を決定します。自己点検評価報告書は公表を前提とします。また、参照資料については、指定資料化するほうが円滑な作成、評価者の確認の容易さといった点があります。

③ 評価結果報告書の様式の決定

評価結果報告書の様式、評定、評価区分、コメント内容を決定します。評定は、3段階評定の基準は、ガイドラインで示しています。不適合に類する結果には、理由を明確にコメントします。不適合とはならないものの、改善が必要な事項、また、反対に優れた事項についても理由等コメントします。

④ 評価方法、スケジュールの決定（書面調査・訪問調査・インタビュー等）

必要な評価作業を順序に従いスケジュール化します。スケジュールは年度内に終了させるというゴールを決め、無理のないスケジュールを策定します。

(4) 当該専門学校への説明会の開催

○上記の基本事項が決定すると、学校に対して説明会を開催して、相互に評価基準等についての認識を共有することが重要です。第三者評価実施内容について学校に対して説明会を実施します。より多くの教職員の参加を得て開催する必要があります。

○その際、評価基準と判定の基準の説明も行います。評価実施者と当該専門学校間に評価

基準、項目の共通認識を持つことは重要です。

○自己点検・評価報告書の記述と記述内容を確認する資料（エビデンス）について、周知することも必要です。評価を円滑に進める重要なポイントになります。

○同時に評定の基本的な考え方を評価実施者と当該専門学校間で共有することも必要です。ガイドラインにおいて、第三者評価結果では、3段階評価を行うことを求めています。法令適格基準については適法でない場合は、必ず是正を求める。また、改善を求める場合は、学校側の認識、考え方を明確にすることを求めるなど、事前に明示することによって、評価結果に対する理解を深めることとなります。

(5) 書面調査、訪問調査等の実施

① 書面調査と調査のとりまとめ

学校からの自己点検・評価及び参照資料等の提出を受けて、書面調査会議を開催します。評価基準に従い、記述内容、参照資料が的確か、基準に従って取組は十分かなど確認していきます。書面調査の結果に基づき、不明な点、追加して確認する事項など整理します。整理した内容は、学校あて通知し、回答を求めます。評価機関が行う場合は、訪問調査、ヒアリングに併せて回答に対する質疑等を行っています。

書面調査会議の開催では、会議の進め方を事前に決める必要があります。評価基準、項目ごとにどのようなスケジュールで進めるか、評価者一人ひとりの準備など具体的な内容を決めます。

会議運営は、リーダーを中心に行うこととなりますが、審議内容のまとめ、訪問調査、ヒアリングの準備も進めます。第三者評価実施者（組織）が評価スタッフを雇用することも考えられます。

② 訪問調査、ヒアリング、学生等インタビューの実施

訪問調査実施日は学校と調整して決定します。訪問調査時の質問事項、インタビュー実施要領など決定し事前に学校に通知します。当日は第三者評価実施者（組織）において訪問調査を進めていきます。また、ヒアリング等のほか施設、設備確認も行います。訪問調査は、第三者評価実施者（組織）が録音、写真など適宜記録します。

訪問調査、ヒアリングの実施は、書面調査結果に基づいて事前に質問事項、追加資料などを当該専門学校に伝え、調査が円滑に進めように工夫します。

(6) 第三者評価報告書の作成・審議・学校への通知

書面調査、訪問調査等の結果を踏まえて、第三者評価実施者（組織）で決めた様式で、第三者評価報告書を作成します。評定やコメントは第三者評価実施者（組織）として決定します。

①評価単位ごとに基準に応じた記述、参照資料など確認し、法令等適合性、課題認識、改善事項、是正事項などを整理します。

②評定結果を決定します。また、優れた事項、改善事項、是正事項についてコメントを作成します。ガイドラインによると特に総合評価については言及がありませんが総合的に評価した結果を第三者評価報告書に記述することは第三者評価実施者（組織）として判断します。

③法令事項等に関する不適合な事項については、学校運営、学校教育へ重大な影響を及ぼす可能性もありますので評価決定は、慎重に行います。学科名称やデータ関係に関する評価結果の記述内容について事実確認のために学校に確認することも必要です。

④第三者評価実施者（組織）において審議の結果決定した第三者評価結果報告書（案）を学校に通知します。学校において確認し受理すれば、評価結果は確定します。

(7) 学校から意見申立てと対応

ガイドラインに基づき評価結果に対して意見の申立てを行う機会を設けます。

①意見申立ての対象とするのは、不適合等に関する評価結果を基本とします。細かな文章表現等については、誤解を生じる表現以外は対象としません。

②意見申立てについて、評価機関が実施する場合は、評価組織とは別に審査会を設置し内容の事実関係等を確認し裁定します、評価機関が法人組織であれば、第三者機関として審査会を設置し要綱に基づいて裁定します。

③第三者評価実施者（組織）が行う第三者評価の場合は、学校と第三者評価実施者（組織）との協議で決定する方法と別に第三者を選任し、審査会を設ける方法が考えられます。第三者評価は、質の保証と向上のために実施するという目的からみれば、事実関係と改善への取組を確認することが重要で、手続きへのこだわりでなく、評価結果と今後の学校の取組みを公表し、社会全般から理解を得ること、一定期間で行われる第三者評価の継続した質の向上への取組を確認することが重要なことだと考えます。

(8) 第三者評価実施者（組織）が担う業務と評価結果に対するフォローアップ

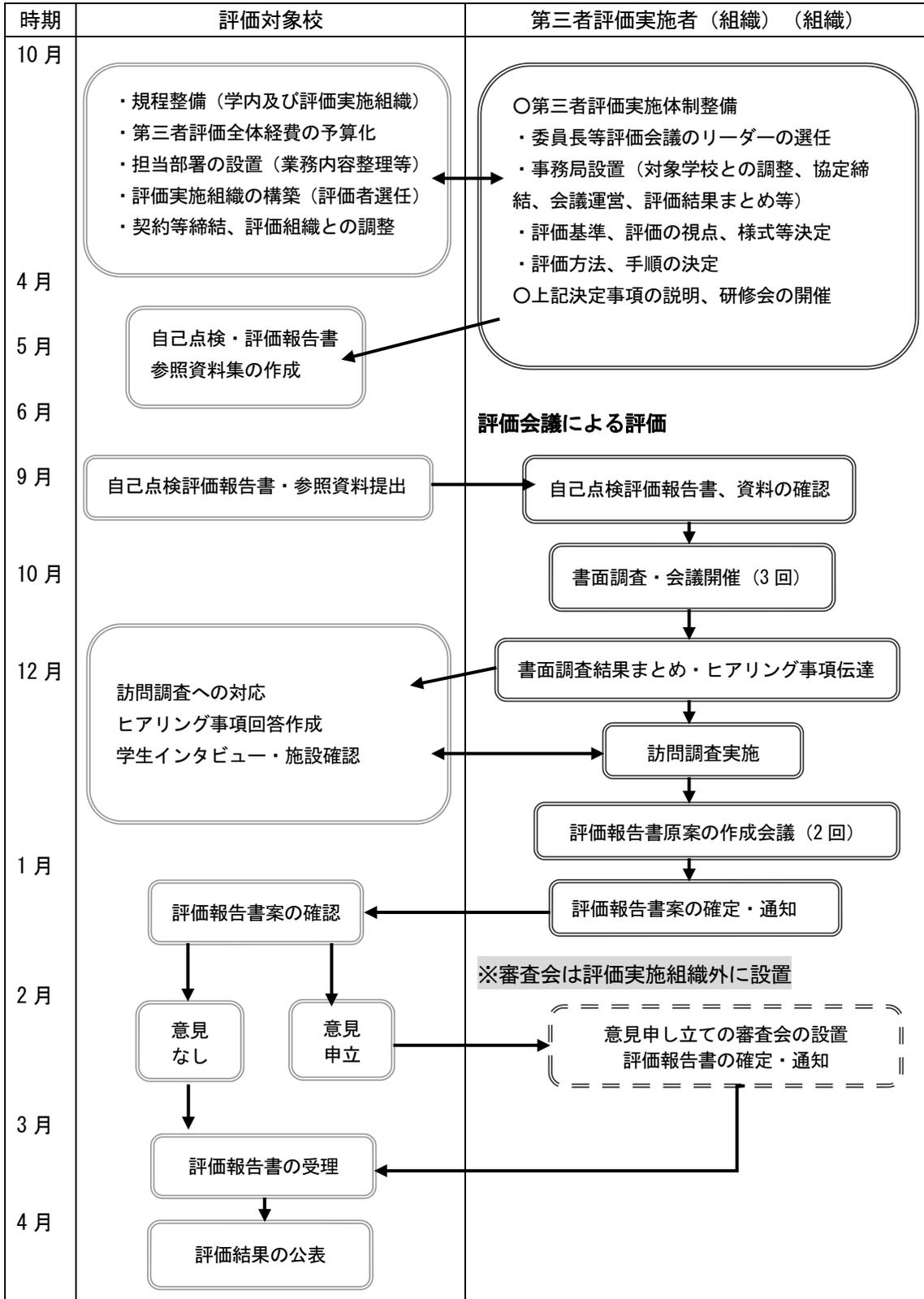
○1 (4) でも記述しましたが、上記業務の実施では、第三者評価実施者（組織）が主体的に組織として第三者評価を円滑に運営することが重要で、当該評価組織には連絡調整等付随する業務が発生します。

これらの業務をどのように担うのか、第三者評価実施者（組織）が担うのか、学校組織が担うのか、独立性を重要視すれば第三者評価実施者（組織）における臨時的な雇用ということも考えられます。実態として可能かどうか学校と第三者評価実施者（組織）の協議の上の判断となります。

○また、評価結果のフォローアップに関することなど客観性、継続した改善への取組の確認などルール作りが重要になります。また、フォローアップも含めた継続した評価活動を進めるためには、第三者評価に係る全体のコスト計算も重要となります。

○学校と評価実施組織との流れを次に示します。

【学校が実施する第三者評価】第三者評価の標準的スケジュールの例示



※評価者等はガイドラインの要件準拠

令和7年度「職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進」令和7年度 専門学校における職業教育のマネジメント強化及び第三者評価実施の推進を図るための研修等の実施事業実施委員会・部会委員名簿

(任期 委嘱の日から～令和8年3月10日) (50音順・敬称略)

事業実施委員会

市原康雄 一般社団法人 愛知県専修学校各種学校連合会 会長
植上一希 福岡大学 人文学部教育・臨床心理学科 教授
岡部雅人 公認会計士
椎葉小夜子 一般社団法人 福岡県専修学校各種学校協会 副会長
杉浦敦司 学校法人 電子学園 日本電子専門学校 校長
関口正雄 学校法人 滋慶学園 東京メディカル・スポーツ専門学校 校長
瀬戸裕一郎 東京都 生活文化局 私学部 私学行政課長
外山公美 一般社団法人 専門職高等教育質保証機構 事務局長
原田大五郎 全国専修学校各種学校総連合会 事務局長
福島統 東京慈恵会医科大学 特命教授
藤井静児 一般社団法人 大阪府専修学校各種学校連合会 理事長
三木哲也 一般社団法人 日本技術者教育認定機構 フェロー
山野晴雄 多摩地区高等学校進路指導協議会 顧問

第三者評価マニュアル作成部会 (7名)

杉浦敦司 学校法人 電子学園 日本電子専門学校 校長
関口正雄 学校法人 滋慶学園 東京メディカル・スポーツ専門学校 校長
原田大五郎 全国専修学校各種学校総連合会 事務局長
福島統 東京慈恵会医科大学 特命教授
水方智子 一般社団法人 日本看護学校協議会 会長
八木信幸 JAMOTE 認証サービス株式会社 代表取締役社長
藪本沙織 株式会社 三菱総合研究所 人材・キャリア事業本部 主任研究員

連絡協議会運営部会 (10名)

岡村慎一 一般社団法人 全国専門学校教育研究会・
専門学校 YIC グループ本部 常務理事
川廷宗之 一般社団法人 職業教育研究開発推進機構 代表理事
坂本歩 公益社団法人 東洋療法学校協会 理事・学校法人 呉竹学園 理事長
佐藤康夫 専門学校 東京工科自動車大学校 (中野校)・世田谷校 校長
関口正雄 公益社団法人 全国柔道整復学校協会 副会長・
東京メディカル・スポーツ専門学校 校長
外山公美 一般社団法人 専門職高等教育質保証機構 事務局長
中井毅 全国自動車大学校・整備専門学校協会 事務局長
水方智子 一般社団法人 日本看護学校協議会 会長
八木信幸 JAMOTE 認証サービス株式会社 代表取締役社長
渡邊都 一般社団法人 柔道整復教育評価機構 事務局

資料編

規定例 1 学校評価 学則規定例【専門課程】

学則規定（例示）

（学校評価）

第〇〇条 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校の教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、自ら点検及び評価（以下「自己点検評価」という。）を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価の結果については、本校の教職員以外の者による検証（以下「学校間関係者評価」という。）し、関係者の意見を教育活動等に活用するものとする。

3 前項の措置に加え、本校の教育等の総合的な状況について、学校教育法第132条の2に規定する本校以外の者で専修学校に関し広くかつ高い識見を有するものによる評価（以下「第三者評価」という。）を5年ごとに、受け、その結果を公表するものとする。

4 前2項に定める自己点検評価及び第三者評価の実施について必要な事項は、別に定める。

規定例 2 学校評価 学校評価規程例【専門課程】

〇〇専修学校学校評価実施規程

令和〇〇年〇月〇日制定

令和〇〇年〇月〇日改正

(目 的)

第 1 条 この規程は、学則第〇〇条第 1 項に規定する自己点検評価及び同条第 2 項に規定する第三者評価の実施、結果の公表について必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この規程において、学校評価とは、学校教育法第 1 3 2 条の 2 及び学校教育法施行規則第 〇〇 条に規定する自己点検評価及び第三者評価をいう。

(自己点検評価委員会の設置)

第 3 条 自己点検評価を適切かつ円滑に行うための組織として学内に自己点検評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の所掌事項)

第 4 条 委員会は、自己点検評価の目的を達成するため、次の事項を所掌する。

- (1) 自己点検評価の基本方針及び実施体制並びに実施方法の制定・改廃に関すること
- (2) 自己点検評価の評価基準項目に関すること
- (3) 自己点検評価報告書の作成に関すること
- (4) 自己点検評価結果に基づく改善策の提案に関すること
- (5) 自己点検評価結果の公表に関すること
- (6) その他自己点検評価の実施について必要な事項に関すること

(委員の構成)

第 5 条 委員会は校長、〇〇長及び事務局長並びに校長が指名する委員により構成する。

2 委員の人数は〇〇人以内とする。

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残存期間とする。

4 委員は、再任することができる。

(自己点検評価の実施)

第6条 自己点検評価を実施する時期は、原則として、毎年度〇月とする。

2 自己点検評価は、校長の指揮のもと、第4条で定める基本方針、実施体制に基づく責任と役割を教職員それぞれが十分認識し、誠実に取組まなければならない。

(委員会運営)

第7条 委員会に委員長を置く。

2 委員長には校長が就任する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

5 委員会は委員長が招集する。

6 委員会は必要と認める場合に委員以外の者に出席を求めることができる。

(自己点検評価結果の活用)

第8条 教職員は、自己点検評価結果を活用し、教育活動及び学校運営等の質の保証と向上に継続的に努めなければならない。

(自己点検評価結果の報告)

第9条 校長は、自己点検評価結果を理事会に報告しなければならない。

(自己点検評価結果の公表)

第10条 校長は、理事会の承認を受け、自己点検評価結果を広く社会に公表しなければならない。

(第三者評価)

第11条 校長は本校の教育等の総合的な状況について、学校教育法第132条の2に規定する本校以外の者で専修学校に関し広くかつ高い識見を有するものによる評価(以下「第三者評価」という。)を5年ごとに、受け、その結果を公表するとともに、その意見を尊重し、教育活動及び学校運営に活用しなければならない。

2 第三者評価は、専門学校の第三者評価に実績のある評価機関により実施する。

(第三者評価結果の報告)

第12条 校長は、第三者評価結果を理事会及び所轄庁に報告し公表しなければならない。

(附則)

この規程は、令和 年 月 日から施行する。

規定例 3 学校関係者評価 【評価委員守秘義務規程例】

〇〇専修学校

学校関係者評価における守秘義務に関する規程

令和〇〇年〇月〇〇日制定

第1条 〇〇専修学校が（以下「本校」という。）が実施する学校関係者評価（以下「関係者評価」という。）に従事する評価者は、関係者評価の目的及び意義を十分に理解し、本校の学校運営及び教育活動の改善・向上に貢献することを使命とし、公正誠実に評価活動に従事しなければならない。

第2条 本規程において評価者とは、以下の各号に該当するものをいう。

- (1) 学校関係者評価に従事するすべての委員会の委員(本校の教職員を含む)
- (2) 事務局業務の携わる教職員

第3条 評価者が評価活動を通じて収集した情報は、関係者評価以外の目的に使用してはならない。

第4条 評価者は、評価を通して閲覧に供した資料及び訪問調査その他の評価活動を通じて得られた情報を漏洩してはならない。なお、この守秘義務は、評価活動の終了後も継続するものとする。

2 前項の義務は、次の各号については適用されないものとする。

- (1) 評価者が第2条第1項各号の委員等として委嘱されているという事実
- (2) 公表を前提として本校が作成した刊行物その他の資料
- (3) 当該年度の学校関係者評価結果が本校から公表された後における当該年度の関係者評価に従事したすべての評価者の職氏名

第5条 評価者は、本校事務局から送付された関係者評価に関する資料のうち未公表の資料及び本校が指定する資料は、評価活動終了後すみやかに本校事務局に返却しなければならない。

第6条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に必要な事項は別に定める。

附 則

令和7年6月25日理事会決定

専門学校等第三者評価基準
(Ver.5.0)

特定非営利活動法人職業教育評価機構

はじめに

専門学校等第三者評価基準（Ver. 5.0）（以下「評価基準」という。）は、特定非営利活動法人職業教育評価機構（以下「本機構」という。）が学校教育法第132条の2第2項の規定に基づいて実施する、専門学校の第三者評価の評価基準について定めたものです。

評価基準は、令和7年6月、文部科学省が公表した改正「専修学校における学校評価ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に準拠して、専門学校の教育活動等の水準の維持向上と質保証を図ることを目的として、6つ基準を設定しました。

評価基準は、基準ごとの趣旨説明、法令等の基礎要件、中項目・点検・評価項目で構成しています。

基準ごとの趣旨説明は、専門学校が実践的な職業教育を行う高等教育機関としての基本的な使命を果たすとともに各学校の目的を実現するために必要な内容を示したものです。

法令等の基礎要件は、評価の前提として、法令事項など基礎的な要件を確認するため、必要な事項を様式化して、自己点検・評価報告書とともに提出を求めるものです。基礎要件の範囲は基準に対応する専修学校設置基準等に定められた事項の現状を説明するものとなります。

中項目・点検・評価項目は、各規準の趣旨を踏まえて、受審する専門学校が自己点検・評価を行うための視点、指標であり、本機構が評価を行う判断基準として共通の機能を持っています。点検・評価項目は、ガイドラインに評価項目、基準の例として示された基本的な事項を満たし、各専門学校が掲げる目的等に応じた取組むべき事項を示しています。評価は、この基準に適合しているか否かの判断を中心として実施します。

これらの基準を判断する上での具体的な方針は、別に、「専門学校第三者評価に係る評価の指針・評価のポイント」に定めています。各専門学校では、全ての基準に係る取組状況等を点検し、現状の説明、長所及び問題点を把握し、必要な措置について、整理した上で、別に定めた「自己点検・評価報告書作成要領」を参照して、自己点検・評価報告書を作成するようお願いします。

目 次

基準1	教育理念・目的・目標と職業教育のマネジメント	3
基準2	教育課程、教育の実施、学修成果	4
基準3	学生の受入れ・学生支援	7
基準4	教員・教育実施組織	8
基準5	教育環境	10
基準6	教育活動の基盤と情報の公表	12

基準1 教育理念・目的・目標と職業教育のマネジメント

専門学校は、自ら掲げる教育理念に基づき、人材育成の目的・目標を定め、公表するとともに、それを実現するために職業教育のマネジメント体制を構築し、継続的に教育の質保証及び向上に取り組まなければならない。

【内容説明】

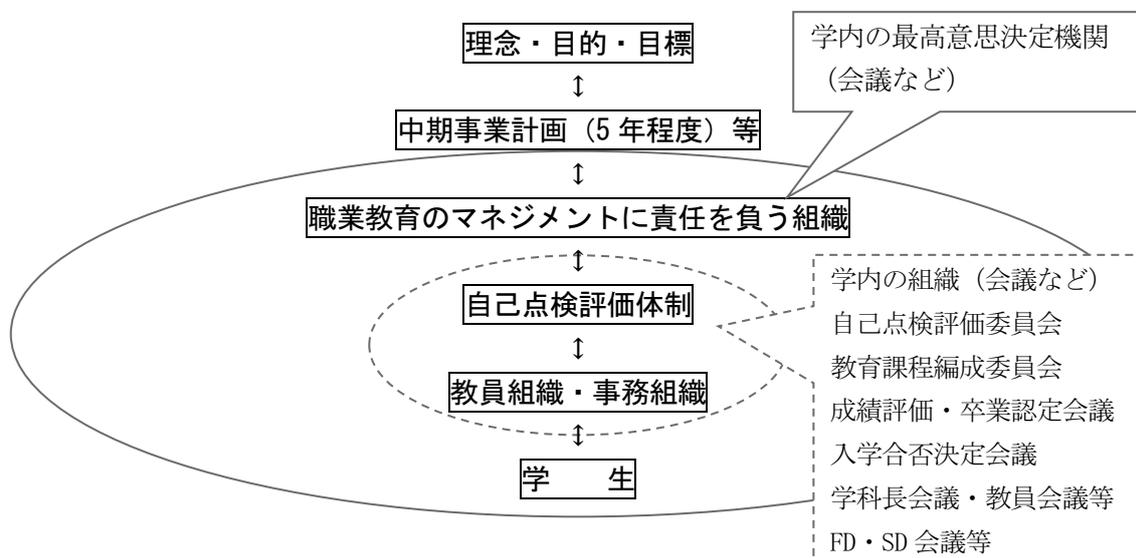
専門学校が実践的な職業教育を行う高等教育機関として、教育理念を踏まえ、教育目的を示し、学科又は課程ごとに、育成人材像を明確にすることは、重要である。さらに、専門学校は、教育理念、目的との関連性を明確にした目標及び入学者の受入れ方針、教育課程編成・実施方針、卒業認定方針を設定し、実践的な職業教育を推進するために必要な組織、制度その他の諸条件を整備し、その機能を十分に発揮しなければならない。

教育理念、目的・目標、方針等は、教職員、学生、社会に対して、十分に周知・公表するとともに、自ら行う教育活動について、充実・向上のための検証を継続的に行う必要がある。

専門学校は、教育理念・目的・目標を実現するために、学校内に教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上など、職業教育を推進するための組織として職業教育のマネジメント体制を整備しなければならない。

また、職業教育のマネジメント体制については、学科等の組織との役割分担、責任体制等を明確にし、教育活動等の管理運営、検証、改善の取組、成果の把握を適切に行うなど、有効に機能させることが求められている。

【職業教育のマネジメント体制のイメージ】



(1) 法令等の基礎要件

この大項目に関わる基礎要件が「基礎要件データ」上に正しく表示され、かつそれらが法令の基準等に合致し、適切なものであること。

(2) 評価の視点

中項目	点検・評価項目	
1 教育理念、目的及び目標の設定等	1-1-1	教育理念等を踏まえ、当該専門学校として、目的及び目標を設定し、学科（コースを設置している場合はコースごと）ごとに育成する人材像を明確にしていること。
2 職業教育のマネジメント体制の整備	1-2-1	職業教育を推進（教育の企画・設計・運用、検証及び改善・向上等）するために必要なマネジメント体制（以下「職業教育のマネジメント体制」という。）を整備し、有効に機能していること。

基準2 教育課程、教育方法、学修成果

専門学校は、自ら掲げる教育理念・目的、目標を実現するために、卒業認定方針及び教育課程の編成・実施方針を定め、公表しなければならない。また、教育課程の編成・実施方針に基づいて、十分な教育上の成果を上げるための教育内容を備えた体系的な教育課程を編成するとともに、効果的な教育を行うための様々な措置を講じ、卒業の認定、専門士及び高度専門士の称号授与を適切に行い、卒業認定方針に明示した学修成果の修得状況を把握し評価しなければならない。さらに、学生の就職、進学等進路に関して具体的な目標を定め、卒業後の進路・キャリア形成に関する相談や指導などの支援体制を整備し、適切に運用するとともに、目標の達成状況を把握しなければならない。

【内容説明】

専門学校は、学校の目的・目標及び育成人材像を実現するため、卒業認定方針を踏まえた教育課程編成・実施方針を策定し、当該方針に基づき、職業教育の系統性・段階性に配慮した授業科目を開設しなければならない。また、教育課程の編成及び決定の過程は明確にしなければならない。

職業実践専門課程の認定課程（学科等）を設置する学校においては、設置課程に関連する産業界及び地域社会との連携による教育課程の編成・実施のため、教育課程編成委員会を設置し、当該委員会を年2回以上開催し、産業界等からの意見について具体的に反映させるなど、委員会を有効に機能させることが求められている。

また、実践的な職業教育として重要な企業等と連携した、実習、実技、実験又は演習等（以下「実習・演習等」という）を行わなければならない。実習・演習等については、総事業時間数に占める割合を設定するとともに、協力機関等と到達目標等を共有し、成績評価等について必要な協働・連携する体制を整備しなければならない。

外国人留学生キャリア形成促進プログラムの認定課程を設置している専門学校においては、外国人留学生に対して、文部科学省が規定する日本国内に就職する際に必要となる日本社会の理解の促進に資する授業科目を300時間以上開設しなければならない。

教育課程の実施にあたっては、科目内容に応じた授業形態（講義、実習、演習等）を選択し、適切な教材を用いて実施しなければならない。

学生の学習を円滑化、活性化させ、効果的な教育を行うために、授業科目ごとにシラバ

スを作成し、学生に周知した上で、履修指導、予習・復習等に係る相談・支援を適切に行うことが重要である。

成績評価について、授業科目の内容、形態に応じた基準を設定し、シラバス等で学生に明示した上で、学生の学習に係る評価を公正かつ厳格に行い、適正な手続きを経て卒業認定を行わなければならない。また、学生からの成績評価に関する問い合わせ等に対応するしくみを整備し、かつ学生に対して明示し、適切に運用することも必要である。

さらに、専門学校は、卒業認定方針に示した学科・コースごとに職業能力（資格・免許等の取得、必要な知識や技術、技能、職務遂行能力の修得含む。）の修得についての目標を定め、学生の達成状況を把握し評価することが必要である。そのため、学修成果を把握するための方法について検討し活用する必要がある。

専門学校は、学生の就職、進学等進路に関して具体的な目標を定め、その目標の達成状況を把握しなければならない。

そのため、卒業後の進路・キャリア形成に関する相談や指導などの支援体制を整備し適切に運用しなければならない。

さらに、卒業生の進路・キャリア形成状況等を踏まえ、当該専門学校の教育課程、教育方法、学修成果等を検証し、必要に応じ、卒業生、実習先・就職先など関連する企業及びその他組織の意見や在学生の意見を聴取するなど、多角的、継続的な視点に立った検証方法等について工夫し、改善・向上策に活かすことが求められている。

(1) 法令等の基礎要件

この大項目に関わる基礎要件が「基礎要件データ」上に正しく表示され、かつそれらが法令の基準等に合致し、適切なものであること。

(2) 評価の視点

中項目	点検・評価項目	
1 教育課程の編成と授業科目	2-1-1	学校の目的・目標及び育成人材像を実現するための教育課程編成・実施方針を定め、方針に基づき、必要な授業科目を体系的・段階的に配置した教育課程を編成していること。
	2-1-2	教育課程編成のために、教職員及び企業等の役職員その他の委員により組織する教育課程編成委員会等を設置し、年2回以上開催していること。 【注）職業実践専門課程】
	2-1-3	外国人留学生に対して、日本国内に就職する際に必要となる日本社会の理解の促進に資する授業科目を300時間以上開設していること。 【注）外国人留学生キャリア形成促進プログラム】
2 教育課程の実施	2-2-1	授業科目内容に応じ、講義、演習、実験、実習又は実技等、適切な授業形態で教育が実施され、かつ、適切な教材が用いられるとともに、学校が定めた基準に基づき成績評価を行っ

		ていること。
	2-2-2	企業等と連携した、実習、実技、実験又は演習等（以下「実習・演習等」という）の授業を行っていること。 また、教育目標の達成に必要な企業等と連携した実習・演習等の単位時間または単位数の総授業時数に占める割合を具体的に設定していること。 【注）職業実践専門課程】
3 単位・卒業認定	2-3-1	学校の目的・目標及び育成する人材像を実現するために必要な卒業認定方針（資格・免許等を含む修得させる職業能力を含む）を学科・コースごとに定め、当該方針に基づき卒業を認定していること。
4 学修成果目標の達成状況	2-4-1	卒業認定方針に明示した学科・コースごとの職業能力（資格・免許等の取得、必要な知識や技術、技能、職務遂行能力の修得など含む。）の学生の修得状況を把握し、評価していること。
	2-4-2	学生の進路に関する目標を定め、その目標を達成していること。

基準3 学生の受入れ・支援

専門学校は、自ら掲げる教育理念・目的・目標を実現するために、学生の受入れ方針を定め、公表するとともに、その方針に基づいて学生の受入れを行わなければならない。

また、学生が学習に専念し、安定した学生生活を送る上で必要となる修学支援、生活支援を適切に行わなければならない。

【内容説明】

専門学校は、卒業認定方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえて学生の受入れ方針を定め、求める学生像や入学者に求める水準等を明確に示し、入学における可否の決定は、あらかじめ公表した選抜方法及び手続に基づいて公正に行わなければならない。

専門学校は、教育を適切に行うため、入学定員に対する入学者数及び収容定員に対する在籍学生数を適正に管理しなければならない。

専門学校は、学生が学習に専念し、また安定した学生生活を送ることを支援する体制を整備し、障がいのある学生、海外からの留学生等、多様な学生に対して必要な配慮、支援を行う必要がある。特に、外国人留学生キャリア形成促進プログラムの認定課程を設置する専門学校においては、海外からの留学生について適正な在籍管理、進路(就職)指導を行うとともに、日本人学生との交流の機会を確保しなければならない。

また、留年者や退学希望者といった学習の継続に困難を抱える学生への対応は重要であり、そのため、個々の学生の状況を適切に把握し、学生の能力に応じた補習教育、補充教育の他、学生の自主的な学習を促進する支援の展開が求められている。

さらに、学生が就学を継続するための経済的側面に対する支援では、安定した学生生活の実現に向け、学校独自の奨学金や学外の奨学金等に関する情報提供や相談に対応するた

めの支援体制を整備し、授業料の減免等経済的支援の充実に努めなければならない。

学生の生活支援として、心身の健康、保健衛生等に係る指導、相談等を適切に行うためにカウンセリング等の体制の整備に加え、学生の生活環境に配慮した支援が必要である。

その他、自主性・社会性の育成、豊かな人間関係を育む部活動、ボランティア活動等の正課外における学生の活動についても、その充実のために適切な支援が必要である。

(1) 法令等の基礎要件

この大項目に関わる基礎要件が「基礎要件データ」上に正しく表示され、かつそれらが法令の基準等に合致し、適切なものであること。

(2) 評価の視点

中項目	点検・評価項目	
1 学生募集及び入学者の選抜、収容定員の管理	3-1-1	入学者の受入方針、入学選考基準、方法を定め、入学希望者に明示し、入学者の選考を公正に行い、合否を決定していること。
	3-1-2	学生の受入れは、入学定員に基づき適正に行っていること。 【注）修学支援新制度機関要件の確認】 【注）外国人留学生キャリア形成促進プログラム】
2 多様な学生に対する修学支援	3-2-1	適切な体制を構築し、障がいのある学生、海外からの留学生、社会人経験者など、多様な学生の修学に関する支援を行っていること。
	3-2-2	特に海外からの留学生について適正な在籍管理、進路(就職)指導を行うとともに、日本人学生との交流の機会が確保されていること。 【注）外国人留学生キャリア形成促進プログラム】
	3-2-3	学生の経済的側面に対する支援体制を整備し、適切に周知、運用していること。
3 学生生活に関する支援	3-3-1	カウンセラーの配置、相談室の設置など、学生の相談に対応するための環境整備を行い、適切に運営していること。
	3-3-2	学校保健安全法に基づく学校保健計画を策定し、学生の心身の健康管理体制を整備し、適切に運用していること。
4 学生の自主的な学習等の促進に対する支援	3-4-1	学生の学力や学習状況を把握し、入学前教育や補習授業を行うなど学習支援に取り組んでいること。学生の円滑な学習に向け、シラバスの活用による学習成果の向上や自主的な学習に関する適切な支援を行っていること。
	3-4-2	正規の授業時間以外に行われる、課外活動など学生の自主的な活動を充実させるため、適切に支援していること。

基準4 教員・教育実施組織

専門学校は、自ら掲げる教育理念・目的・目標を実現するために、求める教員像や教員組織の編制方針を明確にし、それに基づく教員組織を適切に整備するとともに、実践的な職業教育を充実させるため、恒常的、継続的に教員の資質向上に取り組まなければならない。

【内容説明】

専門学校は、法令上の基準を遵守し、学校の目的を実現し、目標を達成するための教育を十分に実施するための教員を配置しなければならない。

教員の募集、採用、昇任等は、明文化された基準及び手続に従い公正かつ適切な方法で行うとともに、教員の募集、採用にあたっては、授業科目との関連性を重視し、関連業界、団体等広く国内外に人材を求める等人事の活性化を図ることが必要である。

専門学校は、教員の資質向上を図るために、研修計画を作成し、計画的に必要な研修を受講させるなど組織的な取組を行わなければならない。また、教育の質向上に向け、組織的なファカルティ・ディベロップメント（FD）活動に取り組まなければならない。当該FD活動を通じて、教員の指導力の向上、学修成果の分析を踏まえた教育課程の開発及び改善、教育効果を高める授業方法の改善等を図る必要がある。

（FD活動の実施例）

- ・教員相互の授業参観の実施
- ・授業方法についての研究会の開催
- ・新任教員のための研修会の開催等

職業実践専門課程の認定課程（学科等）を設置する学校においては、企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行うことや教員の授業及び指導力等を修得・向上するための研修を企業等と連携して、組織的に行わなければならない。

なお、教員の資質の向上への取組を行う上で、専門学校として、教育及び専門領域の実務に関する知見の充実、教育上の指導能力及び教員に求められる職能に関する理解を図ることが重要である。

（1）法令等の基礎要件

この大項目に関わる基礎要件が「基礎要件データ」上に正しく表示され、かつそれらが法令の基準等に合致し、適切なものであること。

（2）評価の視点

中項目	点検・評価項目	
1 教員の配置、募集、採用	4-1-1	教育課程を実施するのに必要な、資格・要件を備えた教員について、採用基準等を整備し、適正に配置していること。
2 教員の組織編制等	4-2-1	学校の目的に応じた教育を実施するために、適切な業務分担、責任体制のもとで分野の区分ごとに、教員の組織体制を整備していること。
3 教員の資質の	4-3-1	学校の授業の内容及び方法の改善を図るための FD(Faculty

向上		Development)など組織的な取組や教員の研究活動、自己啓発等への支援を行っていること。
	4-3-2	教員の専攻分野における実務に関する知識・技術、技能を修得・向上するための研修を企業等と連携して、組織的にしていること。【注）職業実践専門課程】
	4-3-3	教員の授業及び指導力等を修得・向上するための研修を企業等と連携して、組織的にしていること。 【注）職業実践専門課程】

基準5 教育環境

専門学校は、自ら掲げる教育理念・目的・目標を実現し、学生の学習及び教員による教育活動を十分に行うことができるよう、学習環境や教育環境を整備し、これを適切に維持管理運営しなければならない。また、学校内の施設設備の安全性確保や火災、大規模災害、防犯についての対策を適切に講じて、学生の安全で快適な学習環境を確保しなければならない。

【内容説明】

専門学校は、自ら掲げる教育理念・目的・目標の実現に必要な教育等環境の整備について、教育組織の規模や特性に応じて、必要、かつ十分な規模の校地及び校舎を配備するとともに、教育課程を実施するために必要、かつ十分な施設と、学生数、教育内容、教育方法に対応するための設備を整備しなければならない。

施設、設備は、定期的に点検し、計画的に改修、補修等を適切に行う必要がある。

また、学校保健安全法に基づく学校安全計画を策定し、火災の発生及び大規模災害発生時並びに授業中の安全管理等において、適切に対応できるよう体制の整備と避難訓練、安全教育の実施等適切な運用が求められている。

(1) 法令等の基礎要件

この大項目に関わる基礎要件が「基礎要件データ」上に正しく表示され、かつそれらが法令の基準等に合致し、適切なものであること。

(2) 評価の視点

中項目	点検・評価項目	
1 教育環境の整備点検、改善等	5-1-1	専修学校設置基準及び関連法令に基づき、教育上の必要性に対応できる施設・設備、機械器具等を備えていること。(補修、更新含む)
2 安全対策、防災組織	5-2-1	学校保健安全法に基づく学校安全計画を策定し、学校における安全対策を適切に行っていること。

基準6 教育活動の基盤と情報の公表

専門学校は、自ら掲げる教育理念・目的・目標を実現するために、社会環境の変化等を考慮しながら、将来を見据えた中期事業計画を作成し、必要に応じてこれを見直す必要がある。

専門学校は、学校運営において、学校の機能を十分に発揮するために、明文化された規程に基づき適切な運営を行わなければならない。また、教育活動を支援し、維持・向上させるために、適切な組織を整備するとともに、教員及び職員の学校運営に関する資質向上に継続的に取組まなければならない。さらに、学校運営、教育活動を支える必要かつ十分な財務基盤を確立しなければならない。

さらに専門学校は、教育活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等については、刊行物、インターネットその他の周知方法を通じて積極的に公表し、社会に対する説明責任を果たさなければならない。

【内容説明】

専門学校は、自ら掲げる教育理念・目的・目標を実現するために、実効性のある具体的な中期事業計画を策定しなければならない。中期事業計画は、学校教育、育成人材に関連する業界、企業等も含めた社会環境の変化等を考慮しながら策定し、計画の進捗状況、環境の変化に応じて、これを見直す必要がある。中期事業計画を設置法人が策定している場合は、計画上に当該専門学校における教育等の内容が明確に位置付けられていなければならない。

また、中期事業計画の進捗状況、組織上の役割分担、計画の見直しなど計画の遂行の実効性が担保されていないなければならない。設置法人が策定した場合には計画の遂行等への学校の関与がなされているかが重要となる。

さらに、中期事業計画を実行し、教育活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立することは、重要であり、何らかの原因で不十分な場合は、原因等を分析し改善に向けた計画を必ず策定し、実行しなければならない。

専門学校は、管理運営について、明文化された規程に基づき、事務組織体制を整備し、業務分担、責任体制を明確にしなければならない。また、教員と職員による連携体制を確保するとともに、校長による意思決定及び執行管理を適切に行わなければならない。

さらに、学校運営を適切かつ効果的に行うため、学校の管理運営や教育活動等に関わる教職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるために、組織的に研修の機会を設けるなどの取組みが不可欠である。

専門学校は、自己点検・評価結果をはじめ、制度的に公表が求められている教育情報等について適切に公表し、説明責任を果たさなければならない。

特に、実践的な職業教育を行う専門学校では、教育内容等が社会から理解を得られるように、恒常的に関連する産業界等との連携を確保するために積極的な取組を行うことが重要である。そのため、教育課程の編成、実施など実践的な職業教育の展開、改善・向上に向け、継続する教育機関（高等学校等）、産業界、自治体等からの意見を積極的に聴取し、活用しなければならない。

(1) 法令等の基礎要件

この大項目に関わる基礎要件が「基礎要件データ」上に正しく表示され、かつそれらが法令の基準等に合致し、適切なものであること。

(2) 評価の視点

中項目	点検・評価項目	
1 中期事業計画と財務基盤	6-1-1	当該専修学校の中期事業計画又は設置法人の中期事業計画に、教育目的、教育目標の実現に向けた具体的な内容が位置付けられていること。
	6-1-2	当該専修学校の教育活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立していること。 【注）修学支援新制度機関要件の確認】 【注）外国人留学生キャリア形成促進プログラム】
2 学校運営	6-2-1	学校運営の組織体制を整備し、適切な運営が行われていること。
	6-2-2	学校運営に必要な知識・技能等を身に付け、意欲及び資質を向上させるためにSD（Staff Development）活動などの取組が行われていること。
3 社会からの理解と情報の公表	6-3-1	当該専修学校の教育活動、学校運営等の状況に関する情報を積極的に公表し、継続する教育機関、産業界、自治体等をはじめ、社会全体からの理解を得るよう取組んでいること。

令和7年6月25日理事会決定

専門学校第三者評価実施要綱
(評価基準 Ver.5.0)

特定非営利活動法人職業教育評価機構

はじめに

専門学校第三者評価実施要綱（以下「本要綱」という。）は、特定非営利活動法人職業教育評価機構（以下「本機構」という。）が実施する専門学校の第三者評価（以下「評価」という。）を行うため、評価の実施方法等について、基本的な内容を示したものです。

専門学校第三者評価基準 Ver. 5.0（以下「本基準」という。）は、専門学校の教育活動を中心として、専修学校設置基準等の法令適合性を含めて、専門学校制度の趣旨に沿い、設置課程の特性に応じて、教育理念・目的・目標、職業教育のマネジメント、教育課程、学習成果、教育実施組織、教育環境の整備、その他の教育活動等の状況について評価を行うための内容を示したものです。

評価は、この基準に適合しているか否かの判断を中心として実施します。

別に定める専門学校自己点検・評価報告書作成要領は、本機構が定める基準に基づき実施する評価において、受審する当該専門学校が作成する自己点検・評価報告書の記述方法・内容等について定めたものです。

また、専門学校第三者評価に係る評価の指針、評価のポイントは、本機構が実施する評価において、当該専門学校及び評価委員等が、評価の意義と方法を十分に把握し、共通理解をもって評価業務を遂行するとともに、評価の具体的な手順を共有することによって評価手順の透明性を確保するために取りまとめたものです。

本機構の実施する専門学校第三者評価は「専門学校の教育研究水準の維持及び向上を図るとともに、その个性的で多様な発展に資する」ために行うものです。

評価にあたってはこの目的を十分に踏まえ、実践的な職業教育に関する社会的な認知度の向上と、関連する企業・団体等との協同関係の一層の向上を目指します。さらに、評価を通して専門学校が社会に対して説明責任を果たしていくことを支援し、評価を受けた専門学校等の意見を踏まえた上で、評価システムの継続した改善等に努めてまいります。

目 次

1	評価の対象	3
2	評価の目的	3
3	評価の基本方針	3
4	評価基準の構成	5
5	評価結果の内容	5
6	評価方法	7
7	学校評価の実施体制	7
8	学校評価結果の公表方法	8
9	第三者評価の周期	8
10	教育課程及び教員組織の変更届出	8
11	追評価	8
12	評価料	9
13	評価スケジュール	9

1 評価の対象

本基準が対象とする専門学校は、以下の要件を備えた専門学校で、受審の求めに応じ、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく評価を行います。

- (1) 学校教育法第 125 条に定める専修学校として認可を受けた専門課程を設置する専修学校で、本機構が定める評価基準 (Ver. 5.0) に基づく評価の受審を希望する学校であること。
- (2) (1) の専修学校は完成年度 (全学科において卒業していること。) の翌年度以降に、第三者評価を受けることができること。
- (3) 原則として本機構の会員校であること。

2 評価の目的

本機構が定める評価基準 (Ver. 5.0) に基づき、専門分野の特性に応じて、教育理念・目的・目標と職業教育のマネジメント体制、教育課程、教育の実施、学修成果、学生の受入れ・学生支援、教員・教育実施組織、教育環境、教育活動の基盤と情報の公表の状況について評価を行い、基準適合段階結果を公表することを通して、次の目的の達成を目指します。

- (1) 実践的な職業教育の質・水準の明確化を図り、社会に対して保証すること。
- (2) 専門学校が、評価結果に応じて、自ら改善を図ることや教育活動等の向上に向け、継続的な改善活動に取り組むことを支援すること。
- (3) 専門学校が社会に対して説明責任を果たしていくことを支援すること。
- (4) 専門学校が行う実践的な職業教育について、社会的認知度の向上を図り、関連する企業・団体等との協同関係の向上を図ることを支援すること。
- (5) 専門学校の学校選択のための情報提供を支援すること。

3 評価の基本方針

評価の実施にあたって、本機構は次のように基本方針を定めます。

- (1) 専門学校教育の特色に沿った評価基準の策定と基準に基づく評価
専門学校の教育活動等の水準・質を保証するために、本基準を策定し、評価基準を満たしているかについて3段階で評価を行います。本基準の策定にあたっては、専修学校

関係者のみならず、広く社会に意見を聞く機会を設定し、専門学校の教育活動等の特色に沿った評価基準となるように努めます。

(2) 教育活動を中心とする評価

専門学校が主に多様な分野の職業人育成のために実践的な職業教育を行うことを目的としていることから、教育活動を支える職業教育のマネジメント体制の構築及びその機能についても含め教育活動を中心とした評価を実施します。

(3) 専門学校の教育理念・目的・目標の実現に向けた取組みを重視する評価

専門学校の教育理念・目的・目標を実現する取組みにおける努力やその達成状況の観点から評価を行います。教育活動等の状況が具体的に学修成果に結びついているかについて、客観的状況を踏まえ評価します。

(4) 自己点検・評価に基づく評価

評価は、教育活動等の質的向上に向けた専門学校の主体的な取組を支援するためのものですから、本基準に基づき専門学校が自ら点検・評価を行うことが重要です。

評価は、評価対象の専門学校が作成する自己点検・評価書及び基礎要件データ、根拠となる資料を分析し、その結果を踏まえて実施します。

(5) ピア・レビューを中心とした評価

教育活動等や管理運営に直接責任を負っている教職員を評価者の中心に据え、さらに、専門学校の課程に係る分野に関し実務経験を有する識者等を加えた評価体制を構築し、その経験と理解に立って評価します。

評価にあたっては、本基準が定める事項の趣旨、評価対象専門学校の取組内容等について、当該専門学校及び評価者が相互に十分な共通理解のもとに評価します。

(6) 継続的な改善・向上を支援する評価

評価の結果、見出された改善点に対する改善状況の更なる評価を通じて、継続的な改善・向上の支援を行います。評価結果では、適合認定結果とともに、是正勧告、長所、改善課題について記載し、是正勧告、改善課題など改善を要する点は、対応状況を継続的に確認します。

(7) 透明性の高い評価

意見の申立て制度を整備するとともに、評価結果を広く社会に公表することにより、透明性の高い評価とします。また、社会とのつながりを重視したより精度の高い評価をめざして、評価の実績及び受審した専門学校等の意見も踏まえ、評価システム及び組織運営について自己点検・評価の上、改善を継続的に図ります。なお、評価機関、評価方法、組織運営等の情報は、本機構ホームページに公表します。

4 評価基準の構成

評価基準は、次の6つ大項目により構成されています。

1 教育理念・目的・目標と職業教育のマネジメント
2 教育課程、教育の実施、学修成果
3 学生の受入れ・学生支援
4 教員・教育実施組織
5 教育環境
6 教育活動の基盤と情報の公表

(1) 大項目の趣旨説明

大項目の趣旨説明は、専門学校としての基本的な使命を果たすとともに専門学校ごとの目的・目標を実現するために必要な内容を示したものです。

(2) 法令等の基礎要件

法令等の基礎要件は、評価の前提として、法令事項など基礎的な要件を確認するため、必要な事項を様式化して、自己点検・評価報告書とともに提出を求めるものです。基礎要件の範囲は大項目に対応する専修学校設置基準等に定められた事項の現状を説明するものとなります。具体的な事項は別紙様式に示します。

(3) 中項目・点検・評価項目

中項目・点検・評価項目は、大項目の趣旨を踏まえて、受審する専門学校が自己点検・評価を行うための視点、指標であり、本機構が評価を行う際の判断基準として共通の機能を持っています。

5 評価結果の内容

専門学校第三者評価基準 (Ver. 5.0) に従い評価を行った結果の内容は、次のような構成で評価結果を表現します。

(1) 評価結果報告書の構成

I 学校評価結果	中項目ごとに専門学校評価基準 (Ver. 5.0) を満たしているか3段階で評価する。 3：基準を満たしており、特筆すべき取組みを行っている。 2：基準を満たしている。 1：基準を満たしておらず是正が必要 ※基準を満たしているかの3段階については、評価結果における問題となる事項（長所、特色、改善課題、是正勧告）の状況を総
----------	---

	<p>合的に判断して認定しますが、原則として是正勧告がある場合（法令要件未充足、違反等）には「1 基準を満たしておらず是正が必要」と判定します。</p> <p>認定期間は、学校評価を行った年度の4月1日から5年後の3月31日までの5年間とする。</p>								
II 総評	評価の状況（全体像）長所、特色、改善課題、是正勧告等を含むについて総括的記載します。								
III 各項目の概評・提言	<p>概評：大項目ごとに評価の概要を記載します。</p> <p>提言：中項目において該当する場合、下記要領で記載します。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">長所</td> <td>当該分野の専門学校として求められる基本事項に関して基本的使命を果たすために成果を上げている又は十分に機能している取組や専門学校毎に掲げる目的の実現に向けた取組で成果が上がっている又は十分に機能している事柄</td> </tr> <tr> <td>特色</td> <td>専門学校毎に掲げる目的の実現に向けた特色ある取組で、長所として取り上げるまでは当たらないが、今後、成果が期待できる又は個性的な取組として評価ができる事柄</td> </tr> <tr> <td>改善課題</td> <td>法令事項又は専門学校として求められる基本事項に関して是正勧告までは当たらないものの、改善のために検討が望まれる課題又は個別の専門学校の更なる向上のために、改善に向けた検討が望まれる課題で、具体的に計画を策定するなど、改善に向け努力することが必要な事柄</td> </tr> <tr> <td>是正勧告</td> <td>法令事項など必ず是正することが求められる重要な課題で、具体的な計画を策定し、必ず改善することが必要な事柄</td> </tr> </table>	長所	当該分野の専門学校として求められる基本事項に関して基本的使命を果たすために成果を上げている又は十分に機能している取組や専門学校毎に掲げる目的の実現に向けた取組で成果が上がっている又は十分に機能している事柄	特色	専門学校毎に掲げる目的の実現に向けた特色ある取組で、長所として取り上げるまでは当たらないが、今後、成果が期待できる又は個性的な取組として評価ができる事柄	改善課題	法令事項又は専門学校として求められる基本事項に関して是正勧告までは当たらないものの、改善のために検討が望まれる課題又は個別の専門学校の更なる向上のために、改善に向けた検討が望まれる課題で、具体的に計画を策定するなど、改善に向け努力することが必要な事柄	是正勧告	法令事項など必ず是正することが求められる重要な課題で、具体的な計画を策定し、必ず改善することが必要な事柄
長所	当該分野の専門学校として求められる基本事項に関して基本的使命を果たすために成果を上げている又は十分に機能している取組や専門学校毎に掲げる目的の実現に向けた取組で成果が上がっている又は十分に機能している事柄								
特色	専門学校毎に掲げる目的の実現に向けた特色ある取組で、長所として取り上げるまでは当たらないが、今後、成果が期待できる又は個性的な取組として評価ができる事柄								
改善課題	法令事項又は専門学校として求められる基本事項に関して是正勧告までは当たらないものの、改善のために検討が望まれる課題又は個別の専門学校の更なる向上のために、改善に向けた検討が望まれる課題で、具体的に計画を策定するなど、改善に向け努力することが必要な事柄								
是正勧告	法令事項など必ず是正することが求められる重要な課題で、具体的な計画を策定し、必ず改善することが必要な事柄								

(2) 提言の区分と要件

事項別区分	本基準において、専門学校としての求められる基本要件として示した事項	本基準において、法令等の基礎要件等として示した専門学校に関わる法令事項	各専門学校が掲げる目的に応じた独自の取組に関する事項
提言の種類	<ul style="list-style-type: none"> ・長所 ・是正勧告 ・改善課題 	<ul style="list-style-type: none"> ・是正勧告 ・改善課題 	<ul style="list-style-type: none"> ・長所 ・特色 ・改善課題

(3) 評価結果に対する対応及び追評価の実施

①是正勧告の提言を受けた場合、当該専門学校は、改善に向けた具体的な計画策定して改善を図ることが必要となります。評価年度の翌年9月までに、改善計画書の提出を求めます。改善計画に基づき、改善報告書の提出により追評価を実施いたします。この追評価において、「先の評価において不適合と判定された状況が解消している」と判断した場合は、先の評価結果と併せて、当該項目が専門学校第三者評価基準（Ver. 5.0）に適合しているとして、その旨を公表します。

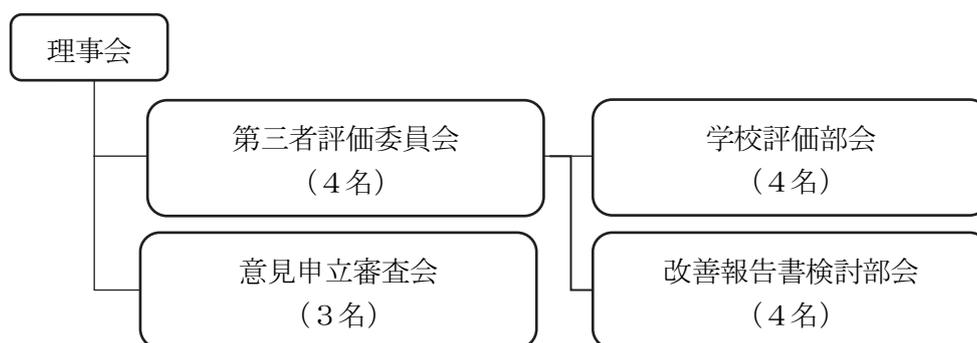
②改善課題の提言を受けた場合、当該専門学校は、改善に向けた具体的な計画策定などの措置を講じて改善に努めることが求められます。評価年度の翌年9月までに、改善計画書の提出を求めます。改善状況は、次回評価の際に確認します。

6 評価方法

本機構が定める専門学校第三者評価実施要綱に基づき評価を実施します。必要な様式は別に定めます。

- (1) 受審する専門学校は自己点検・評価報告書、法令等の基礎要件資料、評価報告書の記述に関する参照資料集等を本機構に提出します。
- (2) 自己点検・評価報告書、法令等の基礎要件及び記述に関する参照資料集等に基づき、学校評価部会において、書面調査、ヒアリング及び訪問調査時における授業見学、施設設備確認、関連資料の閲覧、学生等のインタビュー等を実施し評価します。

7 学校評価の実施体制



(1) 第三者評価委員会

専門学校第三者評価の運営全般を担当。原則として、理事会が選任する4名で構成します。

委員は、評価対象専門学校の教職員等及び利害関係者以外の者で、専門学校制度及び専門学校教育並びに学校評価に知見を有する者4名を選任します。

(2) 学校評価部会

評価対象専門学校ごとに設置し、評価を担当します。第三者評価委員会が選任する4名の委員で構成します。委員は、評価対象専門学校の教職員等及び利害関係者以外の者で、学校評価に知見を有する者1名、専門学校等関係者1名、分野に関連のある業界関係者1名、学校法人会計に知見を有する者1名で構成します。

(3) 意見申立審査会

本機構の理事会が選任した3名(第三者評価委員会、学校評価部会、改善報告書検討部会の各委員は対象外)で構成します。委員は、原則として専門学校関係者から1名、外部の有識者から2名選任します。

なお、意見申立審査会に付議の対象とする案件は、原則として1：基準を満たしておらず是正が必要であるとの評価結果とします。

(4) 改善報告書検討部会

評価結果に是正勧告があった場合に受審専門学校から提出される改善報告書の検討・受理等に関する検討を担当します。原則として(2)の部会と同メンバーとします。

(5) 評価者研修

各委員会、部会の委員は、適切、公正、かつ円滑に評価業務を遂行できるように、本機構が開催する研修会への受講を求めます。

8 学校評価結果の公表方法

学校評価結果は、刊行物及びウェブサイトに掲載し、公表します。また、学校評価の対象とした当該専門学校から提出があった自己点検・評価報告書も同様とします。

9 第三者評価の周期

有効期間は評価年度を含め5年間です。学校評価を行った翌年度から5年以内に評価を受けるものとします。

10 教育課程及び教員組織の変更届出

次の評価を受ける前に、評価基準「点検・評価項目」として定めている事項に変更があった場合は、本機構あて届け出るものとします。届けられた事項が基準に適合しているかについて確認し、結果を評価結果に付記します。

11 追評価

専門学校第三者評価基準(Ver. 5.0)において、1：基準を満たしておらず改善が必要であると判定された場合には、評価実施年度の翌々年度まで、別に定める手続きに従っ

て、判定された根拠となった基準の範囲に限定して追評価を実施します。

この追評価において、「先の評価において不適合と判定された状況が解消している」と判断した場合は、先の評価結果と併せて、当該項目が専門学校第三者評価基準(Ver. 5.0)に適合しているとして、その旨を公表します。

12 評価料

- (1) 基本費用 1回の評価につき、 830 千円（消費税は除く）
 追評価費用 1回の追評価につき、420 千円（消費税は除く）

(2) 追加費用等

本機構が定める近接地以外の宿泊を要する遠隔地の訪問調査については、交通費・宿泊費は学校の負担となります。訪問調査終了後、本機構が手配した実費について、請求書に基づき支払うものとします。評価料の請求及び支払いについては、別に定めます。

13 評価スケジュール

専門学校による自己点検・評価報告書の作成	評価年度の前年度対象
受審の申込	評価年度の前年度2月
自己点検・評価報告書、資料の提出	評価年度 6月下旬
書面調査	評価年度 7月から9月上旬
ヒアリング調査	評価年度 10月下旬から11月上旬
訪問調査（学生、教員インタビュー含む）	評価年度 11月中旬から12月上旬
学校評価部会（評価結果）	評価年度 12月中旬
学校評価委員会（評価結果）	評価年度 12月中旬から下旬
評価結果（案）の通知	評価年度 1月上旬
専門学校による意見申立て	評価年度 1月中旬から下旬
意見申立てに係る審査会	評価年度 2月上旬から下旬
評価結果の確定・通知・公表	評価年度 3月
評価結果に係る改善に向けた計画の提出	評価結果の通知を受けてから6か月後
是正勧告を受けた場合、改善報告書の提出	是正改善されたとき
追評価の実施	評価結果の通知を受け、計画書を提出し摘事項が是正された場合
是正改善報告書の検討結果通知	改善報告書の受理から3か月後

第三者評価組織 利益相反（conflict of interest : COI）確認書兼同意書

[評価機関・評価組織・学校 代表者 様]

私は、貴校が選任した評価者で組織する第三者評価組織（以下「本組織」という）の評価者に就任するにあたり、以下のとおり、利益相反に関し確認し、誓約いたします。

1.利益相反に関する確認事項

私は、私自身が、以下の関係に該当しないことを確認しました。

- (1) 貴校に専任又は兼任として在籍（予定を含む。）していない、又は、過去 3 年以内に在籍していない。
- (2) 貴校を設置する法人に役職員（当該法人が設置する他の学校の教職員を含む。）として在籍（予定を含む。）していない、又は、過去 3 年以内に在籍していない。
- (3) 貴校の教育又は、経営に関する重要事項を審議する組織（予定を含む。）に参画していない、又は、過去 3 年以内に参画していない。
- (4) その他、本組織の独立性・中立性を損なう可能性のある関係を有していない。

2. 誓約事項

- (1) 本組織の目的は、専門学校の教育活動、学校運営等の公正な評価にあり、自己の利益や特定の第三者の利益を目的として職務を行わないこと。
- (2) 万一、評価過程で利害関係が生じた場合、または自己の関係が上記に該当することに気づいた場合、直ちに本組織に報告し、その評価業務から外れる等の対応に従うこと。
- (3) 調査を通じて知り得た秘密情報を、いかなる場合も第三者に漏洩しないこと。

私は、上記の通り確認し、真実かつ正確であることを誓約いたします。

氏名（署名）： _____

日付： _____年____月____日

令和 年度

専門学校等第三者評価

自己点検・評価報告書 (指定様式)

令和 年 月 日

専修学校名称

自己点検・評価報告書を作成する際の注意事項

I はじめに

- 専門学校の第三者評価であることを踏まえて、当該専門学校の設置する課程における教育活動の展開について総括的に記述すること。
- 記述については自己点検・評価報告書作成要領を参照して作成すること。
- 教育活動の実施に関する責任者の全面的な関与のもとに記述すること。

II 中項目毎の点検・評価

<現状の説明>

- 専門学校第三者評価基準 Ver. 5.0 の「基準」の「本文」を踏まえて、基準の趣旨を理解した上で、各「点検・評価項目」に沿って、自己点検・評価の結果を中項目ごとに記載すること。
- 各基準に沿って、当該専門学校としての取組内容を評価委員が具体的に把握できることが重要で、そのため、抽象的な記述を避け、客観的な事実に基づき、具体的に記述すること。
- 記述内容の必要に応じて、現在に至る経緯や推移など、論拠を明確にするため可能な限り客観的なデータ（数値）を記載すること。なお、基礎データの数値を用いる場合、その数値と齟齬がないように注意すること。
なお、() 書きに評価の視点を示しているので記述の目安とすること。

<長所・課題>

- 評価基準ごとに、自己点検・評価の結果、明らかになった長所及び改善点について具体的に記述すること。その際<現状の説明>と記述内容が重複してもかまわない。

<長所の伸長・課題の解決に向けた方策>

- 長所をさらに伸ばすための方策及び問題点を解決するための方策について記述すること。
- 抽象的な表現や単なる決意の表明に終わることなく、改善に向けた手順について、役割分担や実施スケジュール等について自己点検・評価のスケジュールとの関係性などを整理し、組織的な取組として具体的に記述すること。

<参照資料>

- 現状の記述の根拠となる資料・データ等は、中項目ごとの参照資料欄に資料名を記すこと。当該参照資料は、資料番号を付し、自己点検・報告書とは別に「参照資料集」として提出すること。
※様式記載の資料は、参考例であること。

III まとめ

- 自己点検・評価を行った結果、当該専門学校としての今後の展望と、取組むべき課題等について総括的に記述すること。
- その際中項目ごとの自己点検・評価等の記述と重複してもかまわない。
- 教育研究活動の実施に関する責任者の全面的な関与のもとに記述すること。

目次

I	はじめに	1
II	中項目、点検評価項目毎の自己点検・評価	2
	基準1 教育理念・目的・目標と職業教育のマネジメント体制	2
	基準2 教育課程、教育の実施、学修成果	4
	基準3 学生の受入れ、学生支援	9
	基準4 教育実施組織・教員	13
	基準5 教育環境	16
	基準6 教育活動の基盤と情報の公表	18
III	まとめ	21

I はじめに

○当該専門学校が進むべき方向性、求める成果について、中期事業計画等に基づき教育活動の実施、改善・向上に向けた活動内容・成果などの全体像についての記述。

Ⅱ 中項目、点検評価項目毎の自己点検・評価

基準 1 教育理念・目的・目標と職業教育のマネジメント体制

中項目	点検・評価項目	
1 教育理念、目的及び目標の設定等	1-1-1	教育理念等を踏まえ、当該専門学校として、目的及び目標を設定し、学科（コースを設置している場合はコースごと）ごとに育成する人材像を明確にしていること。

<現状の説明>

- (1) 教育理念

- (2) 目的（学則第 1 条規定）

- (3) 目標及び育成人材像

- (4) 入学者受入れ方針、教育課程編成・実施方針、卒業認定方針との関連性

- (5) 教育理念等の決定過程

- (6) 学生等への周知方法

<長所・課題>

<長所の伸長・課題の解決に向けた方策>

<参照資料>※現状等の記載内容を確認する資料

中項目	点検・評価項目	
2 職業教育のマネジメント体制の整備	1-2-1	職業教育を推進（教育の企画・設計・運用、検証及び改善・向上等）するために必要なマネジメント体制（以下「職業教育のマネジメント体制」という。）を整備し、有効に機能していること。

＜現状の説明＞

(1) 職業教育のマネジメント体制

（組織体制図などによる分かりやすい表現）

(2) 職業教育のマネジメント体制の有効性

○体制における役割分担、責任の所在

○教育活動のマネジメント、検証及び改善の取組、成果の確認の把握

＜長所・課題＞

＜長所の伸長・課題の解決に向けた方策＞

＜参照資料＞※現状等の記載内容を確認する資料

基準 2 教育課程、教育の実施、学修成果

中項目	点検・評価項目	
1 教育課程の編成と授業科目	2-1-1	学校の目的・目標及び育成人材像を実現するための教育課程編成・実施方針を定め、方針に基づき、必要な授業科目を体系的・段階的に配置した教育課程を編成していること。
	2-1-2	教育課程編成のために、教職員及び企業等の役職員その他の委員により組織する教育課程編成委員会等を設置し、年 2 回以上開催していること。 【注）職業実践専門課程】
	2-1-3	外国人留学生に対して、日本国内に就職する際に必要となる日本社会の理解の促進に資する授業科目を 300 時間以上開設していること。 【注）外国人留学生キャリア形成促進プログラム】

<現状の説明>

- (1) 教育課程編成・実施方針の策定、内容

- (2) 教育課程編成、決定過程

- (3) 教育課程編成委員会の設置及び開催（職業実践専門課程認定校）

- (4) 日本社会の理解の促進に資する授業科目の内容
(外国人留学生キャリア形成促進プログラム認定校、外国人留学生に対して、同様の取組をしている学校)

<長所・課題>

<長所の伸長・課題の解決に向けた方策>

<参照資料>※現状等の記載内容を確認する資料

中項目	点検・評価項目	
2 教育課程の実施	2-2-1	授業科目内容に応じ、講義、演習、実験、実習又は実技等、適切な授業形態で教育が実施され、かつ、適切な教材が用いられるとともに、学校が定めた基準に基づき成績評価を行っていること。
	2-2-2	企業等と連携した、実習、実技、実験又は演習等（以下「実習・演習等」という）の授業を行っていること。 また、教育目標の達成に必要な企業等と連携した実習・演習等の単位時間または単位数の総授業時数に占める割合を具体的に設定していること。 【注）職業実践専門課程】

<現状の説明>

- (1) 授業科目内容に応じた授業形態・方法に関する基本方針

- (2) 授業科目ごとのシラバスの作成と学生への周知

- (3) シラバスを用いた学生への履修等の指導

- (4) 成績評価方法の学生への周知と成績評価の決定過程

- (5) 成績評価に関する学生からの問合せに関する対応

- (6) 企業等と連携した実習等の実施（職業実践専門課程認定校）

○実施内容

○総時間数に占める割合に関する方針

○授業科目の到達目標、成績評価方法等の連携体制

<長所・課題>

<長所の伸長・課題の解決に向けた方策>

<参照資料>※現状等の記載内容を確認する資料

中項目	点検・評価項目	
3 単位・卒業認定	2-3-1	学校の目的・目標及び育成する人材像を実現するために必要な卒業認定方針（資格・免許等を含む修得させる職業能力を含む）を学科・コースごとに定め、当該方針に基づき卒業を認定していること。

<現状の説明>

(1) 卒業認定方針の策定、内容と認定基準

(2) 卒業認定方針の学生への周知

(3) 卒業認定の決定過程

<長所・課題>

<長所の伸長・課題の解決に向けた方策>

<参照資料> ※現状等の記載内容を確認する資料

中項目	点検・評価項目	
4 学修成果目標 の達成状況	2-4-1	卒業認定方針に明示した学科・コースごとの職業能力(資格・免許等の取得、必要な知識や技術、技能、職務遂行能力の修得など含む。)の学生の修得状況を把握し、評価していること。
	2-4-2	学生の進路に関する目標を定め、その目標を達成していること。

＜現状の説明＞

- (1) 卒業認定方針に明示した修得内容の把握方法

- (2) 学生の進路に関する目標設定と達成状況の把握

- (3) 進路、キャリア形成に関する学生への指導・相談体制

- (4) 進路状況の多角的、継続的な視点に立った検証と教育内容の改善への取組

＜長所・課題＞

＜長所の伸長・課題の解決に向けた方策＞

＜参照資料＞※現状等の記載内容を確認する資料

基準3 学生の受入れ、学生支援

中項目	点検・評価項目	
1 学生募集及び 入学者の選抜、 収容定員の管理	3-1-1	入学者の受け入れ方針、入学選考基準、方法を定め、入学希望者に明示し、入学者の選考を公正に行い、合否を決定していること。
	3-1-2	学生の受入れは、入学定員に基づき適正に行っていること。 【注）修学支援新制度機関要件の確認】 【注）外国人留学生キャリア形成促進プログラム】

<現状の説明>

- (1) 入学者受入れ方針の策定と内容

- (2) 入学者選抜方法、手続きの公表

- (3) 入学者決定の過程

- (4) 入学定員の充足と在籍学生数の管理

<長所・課題>

<長所の伸長・課題の解決に向けた方策>

<参照資料>※現状等の記載内容を確認する資料

中項目	点検・評価項目	
2 多様な学生に対する支援	3-2-1	適切な体制を構築し、障がいのある学生、海外からの留学生、社会人経験者など、多様な学生に対する修学に関する支援を行っていること。
	3-2-2	特に海外からの留学生について適正な在籍管理、進路(就職)指導を行うとともに、日本人学生との交流の機会が確保されていること。 【注）外国人留学生キャリア形成促進プログラム】
	3-2-3	学生の経済的側面に対する支援体制を整備し、適切に周知、運用していること。

＜現状の説明＞

(1) 障がいのある学生に対する配慮、具体的な支援

(2) 外国人留学生に対する配慮、具体的な支援（外国人留学生キャリア形成促進プログラム認定校、外国人留学生を受入れている学校）

(3) 外国人留学生の在籍管理、進路目標と達成状況、指導体制（外国人留学生キャリア形成促進プログラム認定校、外国人留学生を受入れている学校）

(4) 外国人留学生に対する日本人学生との交流の機会（外国人留学生キャリア形成促進プログラム認定校、外国人留学生を受入れている学校）

(5) 学生の経済的側面に対する支援

＜長所・課題＞

＜長所の伸長・課題の解決に向けた方策＞

＜参照資料＞※現状等の記載内容を確認する資料

中項目	点検・評価項目	
3 学生生活に関する支援	3-3-1	カウンセラーの配置、相談室の設置など、学生の相談に対応するための環境整備を行い、適切に運営していること。
	3-3-2	学校保健安全法に基づく学校保健計画を策定し、学生の心身の健康管理体制を整備し、適切に運用していること。

<現状の説明>

- (1) 学生生活に関する相談体制の整備と周知

- (2) 学生相談の状況把握と対応

- (3) 学校保健安全法に基づく学校保健計画の策定

- (4) 学生の健康診断の実施、心身の健康に関する啓発・指導

<長所・課題>

<長所の伸長・課題の解決に向けた方策>

<参照資料> ※現状等の記載内容を確認する資料

中項目	点検・評価項目	
4 学生の自主的な学習等の促進に対する支援	3-4-1	学生の学力や学習状況を把握し、入学前教育や補習授業を行うなど学習支援に取り組んでいること。学生の円滑な学習に向け、シラバスの活用による学習成果の向上や自主的な学習に関する適切な支援を行っていること。
	3-4-2	正規の授業時間以外に行われる、課外活動など学生の自主的な活動を充実させるため、適切に支援していること。

＜現状の説明＞

(1) 学生の自主学習等に対する相談体制、学習支援

(2) 成績不振者の状況把握と具体的な指導

(3) 留年者、休学者の状況把握と具体的な指導

(4) 退学希望者、退学者の状況把握と具体的な対応

(5) 正規の授業時間以外の学生の自主的な活動に対する具体的な支援

＜長所・課題＞

＜長所の伸長・課題の解決に向けた方策＞

＜参照資料＞※現状等の記載内容を確認する資料

基準 4 教育実施組織・教員

中項目	点検・評価項目	
1 教員の配置、 募集、採用	4-1-1	教育課程を実施するのに必要な、資格・要件を備えた教員について、採用基準等を整備し、適正に配置していること。

<現状の説明>

(1) 教員の採用基準

(2) 教員の配置

<長所・課題>

<長所の伸長・課題の解決に向けた方策>

<参照資料> ※現状等の記載内容を確認する資料

中項目	点検・評価項目	
2 教員の組織編 制等	4-2-1	学校の目的に応じた教育を実施するために、適切な業務分 担、責任体制のもとで分野の区分ごとに、教員の組織体制を整 備していること。

<現状の説明>

(1) 教育活動を進めるための教員の組織体制

(2) 教員組織の役割分担と責任の所在

<長所・課題>

<長所の伸長・課題の解決に向けた方策>

<参照資料> ※現状等の記載内容を確認する資料

中項目	点検・評価項目	
3 教員の資質の向上	4-3-1	学校の授業の内容及び方法の改善を図るための FD(Faculty Development)など組織的な取組や教員の研究活動、自己啓発等への支援を行っていること。
	4-3-2	教員の専攻分野における実務に関する知識・技術、技能を修得・向上するための研修を企業等と連携して、組織的にしていること。【注）職業実践専門課程】
	4-3-3	教員の授業及び指導力等を修得・向上するための研修を企業等と連携して、組織的にしていること。 【注）職業実践専門課程】

<現状の説明>

- (1) 教員の資質向上に向けた研修計画の策定と実績

- (2) 学校の授業の内容及び方法の改善を図るための FD(Faculty Development)など組織的な取組

- (3) 教員の研究活動、自己啓発等への支援

- (4) 企業等と連携した教員の専攻分野における実務に関する知識・技術、技能を修得・向上するための研修の組織的な取組（職業実践専門課程認定校）

- (5) 企業と連携した教員の授業及び指導力等を修得・向上するための研修の組織的な取組（職業実践専門課程認定校）

<長所・課題>

<長所の伸長・課題の解決に向けた方策>

<参照資料> ※現状等の記載内容を確認する資料

基準 5 教育環境

中項目	点検・評価項目	
1 教育環境の整備点検、改善等	5-1-1	専修学校設置基準及び関連法令に基づき、教育上の必要性に対応できる施設・設備、機械器具等を備えていること。（補修、更新含む）

<現状の説明>

(1) 教育課程を実施するために必要、かつ十分な施設と、学生数、教育内容、教育方法に対応するための設備の整備と活用

(2) 施設、設備についての点検と計画的な改修、補修等

<長所・課題>

<長所の伸長・課題の解決に向けた方策>

<参照資料>※現状等の記載内容を確認する資料

中項目	点検・評価項目	
2 安全対策、防災組織	5-2-1	学校保健安全法に基づく学校安全計画を策定し、学校における安全対策を適切に行っていること。

<現状の説明>

(1) 学校保健安全法に基づく学校安全計画の策定と運用

(2) 火災の発生及び大規模災害発生時並びに授業中の安全管理等における対応

<長所・課題>

<長所の伸長・課題の解決に向けた方策>

<参照資料> ※現状等の記載内容を確認する資料

基準 6 教育活動の基盤と情報の公表

中項目	点検・評価項目	
1 中期事業計画と財務基盤	6-1-1	当該専修学校が策定している中期事業計画に、教育目的、教育目標の実現に向けた具体的な内容が位置付けられていること。
	6-1-2	中期事業計画を実行し、当該専修学校の教育活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立していること。 【注）修学支援新制度機関要件の確認】 【注）外国人留学生キャリア形成促進プログラム】

<現状の説明>

- (1) 実効性のある具体的な中長期的計画の策定

- (2) 中長期事業計画中における学校の教育活動の位置づけ

- (3) 計画の進捗状況、組織上の役割分担、計画の見直しなど計画の遂行の実効性

- (4) 教育活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤の把握と対応

- (5) 財務基盤が不十分な場合は改善に向けた計画の策定と計画の進捗状況の把握

<長所・課題>

<長所の伸長・課題の解決に向けた方策>

<参照資料>※現状等の記載内容を確認する資料

中項目	点検・評価項目	
2 学校運営	6-2-1	学校運営の組織体制を整備し、適切な運営が行われていること。
	6-2-2	学校運営に必要な知識・技能等を身に付け、意欲及び資質を向上させるためにSD (Staff Development) 活動などの取組が行われていること。

＜現状の説明＞

- (1) 学校の全体の運営にかかる事務組織体制の整備
- (2) 事務局体制の業務分担、責任体制
- (3) 教員と職員の連携体制
- (4) 校長による意思決定及び執行管理
- (5) 学校の管理運営や教育活動等に関わる教職員に対する必要な知識及び技能の習得、並びにその能力及び資質を向上させるための組織的な研修の機会の提供等の取組

＜長所・課題＞

＜長所の伸長・課題の解決に向けた方策＞

＜参照資料＞※現状等の記載内容を確認する資料

中項目	点検・評価項目	
3 社会からの理解と情報の公表	6-3-1	当該専修学校の教育活動、学校運営等の状況に関する情報を積極的に公表し、継続する教育機関、産業界、自治体等をはじめ、社会全体からの理解を得るよう取り組んでいること。

<現状の説明>

- (1) 自己点検・評価結果をはじめ、公表が求められている教育情報の公表

- (2) 教育内容等が社会から理解を得られるような産業界等への積極的な取組

- (3) 教育課程の編成、実施など実践的な職業教育の展開、改善・向上に向け、継続する教育機関（高等学校等）、産業界、自治体等からの意見の積極的な聴取、活用

<長所・課題>

<長所の伸長・課題の解決に向けた方策>

<参照資料> ※現状等の記載内容を確認する資料

Ⅲ まとめ

(1) 自己点検・評価の総括

(2) 今後の展望・課題

(3) 自己点検・評価を基本とする改善・向上に向けた取組

専門学校等第三者評価基準 Ver.5.0(ヒアリングシート)

基準	中項目	点検・評価項目	確認事項	追加資料	備考
基準1 教育理念・目的・ 目標と職業教育の マネジメント	1 教育理念、目的及び目標 の設定等 2 職業教育のマネジメント 体制の整備	①教育理念等を踏まえ、当該専門学校として、目的及び 目標を設定し、学科(コースを設置している場合はコース ごと)ごとに育成する人材像を明確にしていること。 ①職業教育を推進(教育の企画・設計・運用、検証及 び改善・向上等)するために必要なマネジメント体制 (以下「職業教育のマネジメント体制」という。)を 整備し、有効に機能していること。 ①学校の目的・目標及び育成人材像を実現するための 教育課程編成・実施方針を定め、方針に基づき、必要 な授業科目を体系的・段階的に配置した教育課程を編 成していること。 ②教育課程編成のために、教職員及び企業等の役職員 その他の委員により組織する教育課程編成委員会等 を設置し、年2回以上開催していること。 【注】 職業実践専門課程 ③外国人留学生に対して、日本国内に就職する際に必 要となる日本社会の理解の促進に資する授業科目を300 時間以上開設していること。 【注】 外国人留学生キャリア形成促進プログラム			
基準2 教育課程、教育の実 施、学修成果	1 教育課程の編成と授業科 目 2 教育課程の実施	①授業科目内容に応じ、講義、演習、実験、実習又は 実技等、適切な授業形態で教育が実施され、かつ、適 切な教材が用いられるとともに、学校が定めた基準に 基づき成績評価を行っていること。 ②企業等と連携した、実習、実技、実験又は演習等(以 下「実習・演習等」という)の授業を行っていること。 また、教育目標の達成に必要な企業等と連携した実 習・演習等の単位時間または単位数の総授業時数に占 める割合を具体的に設定していること。 【注】 職業実践専門課程			
	3 単位・卒業認定	①学校の目的・目標及び育成する人材像を実現するた めに必要な卒業認定方針(資格・免許等を含む)修得さ せる職業能力を含む)を学科・コースごとに定め、当 該方針に基づき卒業を認定していること。			
	4 学修成果目標の達成状況	①卒業認定方針に明示した学科・コースごとの職業能力 (資格・免許等の取得、必要な知識や技術、技能、職務 遂行能力の修得など含む。)の学生の修得状況を把握 し、評価していること。 ②学生の進路に関する目標を定め、その目標を達成し ていること。			

基準	中項目	点検・評価項目	確認事項	追加資料	備考
基準3 学生の受入れ、学生 支援	1 学生募集及び入学者の選 抜、収容定員の管理	①入学者の受入方針、入学選考基準、方法を定め、入 学希望者に明示し、入学者の選考を公正に行い、合否 を決定していること。 ②学生の受入れは、入学定員に基づき適正に行ってい ること。 【注】修学支援新制度機関要件の確認 【注】外国人留学生キャリア形成促進プログラム】			
	2 多様な学生に対する修学 支援	①適切な体制を構築し、障がいのある学生、海外から の留学生、社会人経験者など、多様な学生の修学に関 する支援を行っていること。 ②特に海外からの留学生について適正な在籍管理、進 路(就職)指導を行うとともに、日本人学生との交流の 機会が確保されていること。 【注】外国人留学生キャリア形成促進プログラム】 ③学生の経済的側面に対する支援体制を整備し、適切 に周知、運用していること。			
	3 学生生活に関する支援	①カウンセラーの配置、相談室の設置など、学生の相 談に対応するための環境整備を行い、適切に運営して いること。 ②学校保健安全法に基づく学校保健計画を策定し、学 生の心身の健康管理体制を整備し、適切に運用してい ること。			
	4 学生の自主的な学習等の 促進に対する支援	①学生の学力や学習状況を把握し、入学前教育や補習 授業を行うなど学習支援に取組んでいること。学生の円 滑な学習に向け、シラバスの活用による学習成果の向上 や自主的な学習に関する適切な支援を行っていること。 ②正規の授業時間以外に行われる、課外活動など学生 の自主的な活動を充実させるため、適切に支援してい ること。			
基準4 教員・教育実施組織	1 教員の配置、募集、採用	①教育課程を実施するのに必要な、資格・要件を備え た教員について、採用基準等を整備し、適正に配置し ていること。			
	2 教員の組織編制等	①学校の目的に応じた教育を実施するために、適切な 業務分担、責任体制のもとで分野の区分ごとに、教員 の組織体制を整備していること。			
	3 教員の資質の向上	①学校の授業の内容及び方法の改善を図るための FD(Faculty Development)など組織的な取組や教員の 研究活動、自己啓発等への支援を行っていること。 ②教員の専攻分野における実務に関する知識・技術、技 能を修得・向上するための研修を企業等と連携して、組 織的に行っていること。【注】職業実践専門課程】			

基準	中項目	点検・評価項目	確認事項	追加資料	備考
基準5 教育環境	1 教育環境の整備点検、改善等	③教員の授業及び指導力等を修得・向上するための研修を企業等と連携して、組織的に行っていること。 【注】職業実践専門課程】 ①専修学校設置基準及び関連法令に基づき、教育上の必要性に対応できる施設・設備、機械器具等を備えていること。（補修、更新含む）			
	2 安全対策、防災組織	①学校保健安全法に基づく学校安全計画を策定し、学校における安全対策を適切に行っていること。 ②当該専修学校の中期事業計画又は設置法人の中期事業計画に、教育目的、教育目標の実現に向けた具体的な内容が位置付けられていること。			
基準6 教育活動の基盤と情報の公表	1 中期事業計画と財務基盤	②当該専修学校の教育活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立していること。 【注】修学支援新制度機関要件の確認】 【注】外国人留学生キャリア形成促進プログラム】			
	2 学校運営	①学校運営の組織体制を整備し、適切な運営が行われていること。 ②学校運営に必要な知識・技能等を身に着け、意欲及び資質を向上させるためにSD (Staff Development) 活動などの取組が行われていること。			
	3 社会からの理解と情報の公表	①当該専修学校の教育活動、学校運営等の状況に関する情報を積極的に公表し、継続する教育機関、産業界、自治体等をはじめ、社会全体からの理解を得るよう取り組んでいること。			

意見申立書

評価機関 代表理事

〇〇専門学校第三者評価実施者（組織）様

令和〇年〇月〇日付け、令和〇年度〇〇専門学校第三者評価に係る評価結果報告書（案）による評価結果につき下記のとおり意見を申し立てます。

記

- 1 意見申立事項
別紙のとおり（件数： 〇件）
- 2 担当者の所属、氏名、連絡先

以上

別紙

意見申立事項（1）

1 意見申し立ての対象とする項目

基準 中項目【○－○】 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

2 意見申し立ての理由

3 添付資料

- ①
- ②
- ③

- ※ 添付資料は、意見申し立てに関する事実を証する文書等を添付してください。
- ※ 意見申立件数が複数ある場合は、1件ごとにこの文書を作成してください。

令和8年3月発行(禁無断掲載)

令和7年度文部科学省受託事業

職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進

専門学校における職業教育のマネジメント強化

及び第三者評価実施の推進を図るための研修等の実施

専門学校の第三者評価マニュアル

発行 特定非営利活動法人 職業教育評価機構

〒164-0003 東京都中野区東中野 4-19-8 フォーカルビル 2 3 階

電話 03-5497-8535 FAX 03-5497-8536

E-mail: info@hyouka.or.jp URL; <http://hyouka.or.jp>